

第百四十五回国参議院法務委員会會議録第六号

平成十一年四月二十日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月十五日

辞任

藤井 俊男君

補欠選任

千葉 景子君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

荒木 清寛君

鈴木 正孝君

服部三男雄君

円より子君

大森 礼子君

平野 貞夫君

阿部 正俊君

井上 裕君

竹山 裕君

吉川 芳男君

海野 徹君

千葉 景子君

角田 義一君

藁科 満治君

橋本 敦君

福島 瑞穂君

中村 敦夫君

内 孝雄君

政府委員

警察庁警備局長

金重 凱之君

法務大臣官房長

但木 敬一君

法務省刑事局長

松尾 邦弘君

法務省人権擁護局長

局長

法務省入国管理局長

局長

公安調査庁長官

海上保安庁長官

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務総局人事局長

事務局側

常任委員会専門員

横山 匡輝君

竹中 繁雄君

木藤 繁夫君

楠木 行雄君

金築 誠志君

吉岡 恒男君

本日の会議に付した案件

○外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(荒木清寛君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る十五日、藤井俊男君が委員を辞任され、その補欠として千葉景子君が選任されました。

○委員長(荒木清寛君) 外国人登録法の一部を改正する法律案及び出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

両案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○千葉景子君 おはようございます。いよいよ外登法、入管法の審議ということになりますので、また大臣にも率直な御答弁をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、冒頭、先般の本会議でもさまざまな質問をさせていただきましたが、まず大臣の基本的なお考えをちょっとお聞かせいただきたいというふうに思っております。

大臣は、所信表明でも、法務行政に課せられた使命としては、法秩序の維持と国民の権利の保全ということも挙げておられます。そういうことが守られてこそやはり国民が豊かで幸せに安心して暮らせるということの認識を大臣も持ちこたえておられるというふうに私ども理解をさせていただきま

す。またさらに、法務行政のすべての分野について適宜適切な方策を講じて、新しい時代の要請にもこたえたい、こういうこともおっしゃっております。

そこで、先般もお尋ねをいたしましたけれども、国際的な社会、こういう時代を迎えております。そういう中で、日本にもたくさんの方々が居住をされ、そしてさまざまな日本への貢献などにも努力をされておられるということは御承知のこととお思います。そこで、日本社会に定住をして、そして社会の構成員として生活を、また社会的なコストにおいても応分の負担をされている、こういう在日外国人の方が多くおられます。こういうことも踏まえながら、大臣は、日本に居住をされている外国人の皆さんの人権についてどうお考えになっておられるのか、そして実情などをどう御認識されておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

また、その中でも、特に韓国、朝鮮の皆さん、いろいろな歴史的経緯もございます。そしてまた、日本の社会の一員としても現在があるというこの皆さんについて、特段にどのような御認識をお持ちであるのか、この点について、まず大臣の人権についての基本的な考え方ということでお尋ねをしたいと思います。

○国務大臣(内閣 孝雄君) 在日外国人の方々につきましては、もちろん永住者、特別永住者の別なくその基本的人権は尊重されるべきである、このように考えております。

法務省は、このような認識に立ちまして、これまでも在日外国人の方々の人権擁護に努めてまいりました。この観点から人権擁護にさらに努めてまいり所存でございます。

○千葉景子君 特に韓国・朝鮮籍の皆さんの人権などについては、特段、大臣としてのお考え方はございますか。

○国務大臣(内閣 孝雄君) 今御指摘の特別永住者については、歴史的な経緯もあるということをご承知しております。

いずれにしても、在日外国人の方々につきましては、永住者、特別永住者の別なく基本的人権は尊重されるべきだ、このような観点に立って取り組んでまいります。

○千葉景子君 ところで、そういう基本的なお考えをお持ちであるということはおわかりました。しかしながら、在留、在日の外国人の皆さん、大多数は日本社会で本当に普通の善良な市民、住民として生活しておられます。ただ、所信表明などでこういうことは強調しておられますね。やはり来日の外国人による犯罪等がふえている、こういうことにも触れておられます。

確かに問題点として取り上げるところはあろうかというふうに思いますけれども、このような御発言がございまして、特に日本人に比較して外国人の犯罪が多いのではないかと、あるいは外国人という犯罪というつながり方、こういうイメージがどうしてもできやすい。そして、その発言を受けとめた側も、外国人の人は危ないのかな、こういう受けとめ方もされかねないところがございます。

万が一にもそういう意味で大臣も考えておられるわけではなからうというふうに思いますけれども、そういう意味では、在日あるいは来日をしている外国人が基本的には善良な市民であるという点についてはやっぱり確認をしておかなければいけない。犯罪ということを考えれば、それは外国人であろうが日本の国民であろうがその違法行為というのは同様にやはり厳しく制裁をされなければいけない、これは共通のことです。ごいますから、とりたてて外国人というところに主眼を置きますと、こういう問題点が起るのではないかとこのように思います。

その点について大臣は、基本的な御認識としては多分誤りはないかと思いますが、改めてお聞きをしておきたいと思えます。

○国務大臣(陣内孝雄君) 今日我が国を取り巻く国際環境の変化や我が国の国際社会における地位の向上等に伴いまして、今後の出入国管理行政も国際協調、国際交流の増進への寄与という観点、また我が国社会の健全な発展の確保ということとを理念として推進していく必要があるかと思っております。

このような基本的認識、基本的な理念のもとに、委員御指摘のように、外国人に対する一方的な見方ではなくて、バランスのとれた見方に基づく施策を行うよう最大限の努力を図っていく必要がある、このように考えております。

○千葉景子君 さて、昨年の十二月に衆参両院におきまして人権擁護の推進に関する決議が採択されました。これはもう御承知のところでございます。この決議を踏まえた人権擁護行政の充実強化についてどのようにお考えであるのか、お聞きをしたいと思えます。

これはもう大臣も、この決議を踏まえて努力をされるというお考えも示されておりますけれども、具体的にどのような施策、どういうことを具体的に進めていこうとされているのか、特に、先ほど触れさせていただきましたが、在日外国人などについて人権擁護施策としてはどのよ

うな具体的なお考えをお持ちになれるのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

○国務大臣(陣内孝雄君) ただいま御指摘になりました昨年十二月十四日に両議院で採択されました御決議は、すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会の実現に努めること、このようにされておるわけでございます。

法務省としては、この御決議の趣旨に沿って今後とも人権擁護行政のより一層の推進に努めていく所存でございます。委員御指摘の在日外国人の方々につきましては、その基本的人権が尊重されるべきことは言うまでもございません。

そこで、法務省の人権擁護機関といたしましては、まずは人権尊重思想の普及、高揚を図る立場から、積極的な啓発活動を行ってまいりました。また同時に、在日外国人の方々の基本的人権が侵害される事案が具体的に起こった場合には、人権相談や人権侵害事件の調査、処理を通じて、これらの方々の人権の擁護に努めておるところでございます。

○千葉景子君 一般的なことはこれまでも同じようなお考え方はいたしております。やはり決議を踏まえた具体的な施策、例えばこれまで外国人の人権なりを制約しがちであった制度とか法律を見直していくとか、あるいはむしろ人権保障に寄与する基本的な施策を取りまとめていくとか、そういう具体的なものが全く見えてこない。

今回のこれから審議されます外国人登録法あるいは出入国管理法、これもある意味では外国人の人権に直接かかわっていく法案でございます。こういう一つ一つのものについて本当に具体的にどういうふうにお考え方で、どう進めていかれようとしているのか、その具体的な進め方、あるいは中身というのを少しお聞かせいただきたいんですけれども、それはいかがでしょうか。

○国務大臣(陣内孝雄君) 今回お願いしております法案の中で、外国人の指紋捺捺制度の廃止とか、その他いろいろ手続面の簡略化、あるいは情報公開等につきましても、こういう決議の御趣

旨を踏まえて改善するというところで取り組んでおるところでございます。

○千葉景子君 決議を踏まえておやりいただきたいかどうか、あるいはその他の制度につきましても、今後の審議の中でももう少し具体的に、大臣の基本的な御趣旨が本当にこういう施策の中に生かされているのかどうかはこれから確かめさせてい

ただきたいというふうに思います。

それから、人権擁護推進審議会が設けられておりますけれども、この人権擁護推進審議会において在日外国人の人権擁護に関して人権教育・啓発などの面でどんな議論がなされているのか、あるいはなされておらないのか、その点についてお聞かせください。

○国務大臣(陣内孝雄君) 人権擁護推進審議会では、現在、人権教育・啓発に関する施策の基本的あり方について審議をいただいているところでございます。在日外国人に関する人権課題も視野に入れながら調査、審議がなされているものと理解しております。

また、同審議会ではこの調査、審議に資するため、各種の人権課題について実情等を把握することとを目的として、平成九年十二月と平成十年一月に関係団体からヒアリングを実施しましたが、その際、在日外国人関係団体からもその実情及び人権教育・啓発のあり方についてヒアリングを実施いたしましたところでございます。これらのヒアリング結果をも踏まえまして、ことしの夏ごろをめどに答申を取りまとめたいただけるものと、このように承知いたしております。

○千葉景子君 団体からのヒアリング等も踏まえてというお話でございました。特に在日外国人の人権擁護という観点から考えますと、それを取りまとめるおられる皆さんからの意見聴取なども当然必要であると思えます。やはり毎日の生活の中で直接いろいろな体験を持ち、あるいは人権課題に直面をしている、そういう方から意見を聞く、あるいは万が一にもこれまで人権侵害に直面をしたという方からのいろいろな証言を聞

くというようなことも、これからの教育や啓発活動においても重要なことであろうと思えます。こういう当事者から意見を聞く、あるいは実情を聞くなどということはさらに今後も機会がございましょうか。

○国務大臣(陣内孝雄君) ただいま御説明いたしましたように、人権擁護推進審議会では既にヒアリングをし、これからはこの審議会として人権教育・啓発に関する調査、審議に引き続きまして、人権侵害の被害者救済に関する施策の基本的あり方について調査、審議される、こういう予定を伺っております。

したがって、そういう中で審議会において判断していただくことだろうと思えますけれども、委員御指摘のように、必要に応じてヒアリング等も検討していただくんじゃないか、このように考えております。

○千葉景子君 ぜひそのような十分な直接の意見なども触れさせていただいて、そういう中で審議会の意見がまとめられることを私も期待をさせていただくところでございます。

さて、こういう大きな人権状況を踏まえながら、外国人登録法の今回の改正について具体的な課題に入ってまいりたいというふうに思っております。

今回の外国人登録法の改正といえますのは、いろいろな諸条件、国際的な変化、日本の社会の変化ということもございまして、さらにそれにプラスして、平成四年、外国人登録法の改正がされたときの衆参の附帯決議、その際の審議でまだ十分に議論が尽くせなかった、あるいは今後検討すべき課題として決議をされた、こういう決議も踏まえて今回の改正がなされたというふうな説明がなされております。その前回の改正の際の附帯決議をもう一度ちょっと皆さんにも思い起こしていただきたいというふうに思っております。

参議院の法務委員会での附帯決議でございますが、これは全部は大変長くなりますけれども、基

本的には、「本邦在留の外国人に対する行政の在り方にかかわる内外の諸情勢の推移を踏まえ、外国人登録制度の目的を明確にするとともに、外国人の人權を尊重して諸制度の在り方について検討し、そしてその結果に基づいて一定の時期に適切な措置を講ずること、こういうことが基本的にはこの決議の大きな柱でございます。」

さらに、それに対応する問題として、例えば「外国人登録証明書の常時携帯・提示義務等に関する規定の運用に当たっては、外国人の日常生活に不当な制限を加えることのないよう配慮しながら今後運用していくべし、こういうこともうたわれておりますし、罰則についても、「他の法律との均衡並びにこの法律における罰則間の均衡などを検討し、その結果に基づいて、これも適切に措置をするように、こういう決議、ほぼ同内容で衆議院でもやはり附帯決議がされております。今回、この法律改正がこういう附帯決議の趣旨も踏まえて行われたのであるとすれば、本当に今回の改正内容で足りているのかどうか、私は大変疑問に思うところでございます。」

その意味で改めてお尋ねをいたしておきますけれども、このような外国人登録法の目的を改めて考え直し、そして人權を尊重した制度にせよ、罰則も考え直してみたらどうか、こういうことに対してどう検討され、そしてその結果この改正案になったと思えますけれども、その検討結果はこの改正案に反映されているのでしょうか。まず御説明をいただきたいと思えます。

○国務大臣(陣内孝雄君) ただいま附帯決議が今回の法案に取り込まれているかということでございますが、若干長くなりますけれども御説明させていただきます。

今国会に提出いたしました外国人登録法の改正案を策定するに当たっては、衆参法務委員会における附帯決議の趣旨を踏まえ、また諸外国の制度を調査するなどし、そして各界の有識者の御意見も伺うなど、さまざまな角度から検討いたしましたわけでございます。

そして、目的についてでございますが、外国人登録制度の目的につきましては、外国人は我が国に入国し在留することについて許可を受けなければならない、外国人の居住関係及び身分関係の中には、当然のこととして、その外国人が許可を受けているかどうか、どのような許可を受けているかということが含まれておりまして、外国人登録法の目的としては引き続き公正な管理という概念を維持していく必要がありますので、今までのことは基本的には現在でも変更はないものと考えておるわけでございます。

なお、外国人登録が各種の行政サービスの基礎資料として利用される事例が増加しております。この場合であっても、その対象となっている外国人がどのような居住関係にあるのか、どのような身分関係を有している在留者であるかが正確に反映されていることを前提としてそれぞれの行政が外国人登録制度を利用しているものであります。制度の根底には公正な管理という面があることは否定できないというふうに考えております。また、罰則についてでございますが、外国人登録法は新規登録申請、変更登録申請等各種の申請、登録証明書の受領、提示や署名などの義務を課しておりまして、その違反に対して一定の罰則を設けております。

さまざまな角度から検討した結果でございますけれども、現段階におきましては外国人登録法上の諸制度の実効性を担保するというためには必要な罰則であるということでございまして、これを見直さなければならないというような状況の変化は認められないという結論に達したものでございます。

それから、今回の改正案において、指紋押捺制度を廃止すること、居住地変更登録等に係る代理申請範囲を拡大すること、さらに永住者等に対しては、登録事項を一部削減すること及びその切りかえ交付申請までの期間を現行の五回目の誕生日から七回目の誕生日に伸長すること、これらのことにつきましては、市区町村長、市区町村にあるい

は外国人の負担を軽減するとともに、円滑な外国人の登録行政の実現のために役立つのではなからうかということを考えたところでございます。

○千葉景子君 御説明はわかりました。

ただ、本当にこれは附帯決議の趣旨というものが生かされているのかどうか。とりわけ、附帯決議では外国人の人權を尊重して諸制度のあり方を考えよと言っているわけですね。今おっしゃいましたように、目的にはとりわけ変更は必要ない、それから罰則についてもこの程度が実効性を担保するのに必要だと言っただけで、じゃどこに本当に人權に配慮したあるいは人權の尊重をした制度という観点があるのでしょうか。

それから、罰則などについても、本当にこれが実効性を担保してきたものであるのかどうか、そういう吟味も十分されたのでしょうか。大変疑問に感じますが、その点についてはいかがですか。

○国務大臣(陣内孝雄君) 基本的には我が国に許可を得て入国しているという立場の方でございますので、そういうものを踏まえながら十分人權に配慮したつもりでございます。

そして、その他の点、例えば切りかえ交付申請までの期間を伸長するとか、あるいは登録の代理を認めるとかいうような点では十分配慮して行つたつもりでございます。

○千葉景子君 配慮したと言いますが、具体的にどのように配慮したのか答弁からはさっぱりわかりません。

これも個々内容から吟味をさせていただきたいというふうな思っておりますけれども、今の御答弁から見ますと、前回の国会での議論というのは一体何だったんだろうか。そして、これからできるだけ議論を深めていくようにという附帯決議、これは何の意味も持たなかったんだろうか。私は大変残念に思います。

そして、この六年間、一体何を検討されてきたのか、全く前回の議論を一步も前進された様子がない。これは大変遺憾に思うところでございます。これは改めてまた具体的に指摘をさせていただきます。

だきたいというふうな思っています。

そこで、この議論の中で本当にまじめにやっていただかなきゃ困るという意味も含めてこういう点を指摘させていただきたいというふうに思うんです。

この改正について、指紋押捺については今回全廃をするということになりました。これは本当に当たり前といえば当たり前、むしろ六年前の改正時にこの問題というのは決着をしなければいけなかった課題でもございます。当然といえば当然のことでしょう。

ただ、この議論においてこれまで法務省は、指紋押捺にかかわる手段として署名、家族事項の登録というのを採用してまいりました。その後、特段の問題も生じていない、かかる確認手段はそれなりに定着してきたということで、すべての外国人の指紋押捺制度廃止の一つの理由にされておられます。

ところが、今動いている現行法の審議においては指紋押捺制度の適用除外者を特別永住者と永住者に限定いたしました。そのときの理由はこういうことなんです。永住者以外の外国人は一般に我が国社会への定着性が認められない、だから署名と家族関係事項の登録では同一人性の確認をすることはできない、だからそこには指紋押捺が必要なんだという御説明でした。

今回は、いや、そうじゃないんだということに突然変わったわけですね。この制度で十分に機能できるんだということになりました。

前回の理由と今回の理由と、その間で何か大きな社会的な、あるいは外国人の居住において、存在において特段変わったことがあったのでしょうか。それとも、前回の審議の際の理由というのは誤った根拠づけだったのでしょうか。こういうことがこの改正の理由としてあらわれてくるんです。

こういうことを考えると、根本的にどういう考え方で外国人の処遇の問題あるいは外国人に対する日本社会のあり方を考えているんだろうかとい

うことを本当に疑問視せざるを得ないんですが、この矛盾点についてはどう御説明になられますか。

○政府委員(竹中繁雄君) 委員御指摘のように、平成四年の改正におきましては、我が国に定住性を深めた永住者及び特別永住者について、指紋押捺制度にかかわる人物の同一性確認の手段として署名及び家族事項の登録を採用するというところを行いました。

その後、これがどういふふうに移すかというところを五年後にさらに再検討するという決議もございましたので、私も注意深く見てまいりました。その結果として、五年たってみたらこのやり方で特段の問題も生じておらず、こういう確認の制度はそれなりに定着しているということが確認されたということが一つの点でございます。

それから、もちろん、先ほど来申し上げておりますように、この五年間で諸外国の実情をさらに調査いたしましたところ、先進国において指紋押捺制度を採用している国というのは極めて少ないというところ、それから外国人登録事務を実施している地方自治体から事務の合理化の観点から指紋押捺制度の廃止について要請が出されている、こういうようなことを踏まえまして今回の改正に至ったわけでございます。

○千葉景子君 どうもその理由はその限り、場当たり的な感じがいたします。

そうすると、永住者、特別永住者については定着性もあり指紋などは必要ないんだと言ってきたわけですから、その他の外国人についても今回それを廃止するということは、ある意味では定着性がある、あるいは不安定さがない、だから指紋押捺制度が必要ではなくなった、こういう考え方が位置づけに至ったということでしょうか。

○政府委員(竹中繁雄君) 指紋押捺にかえまして署名と家族事項の登録ということをして外国人に拡充する、いわゆる特別永住者、永住者以外の外国人にも適用するというところを考へるに当たり

ましては、必ずしも定住性ということではないんですけれども、果たして署名それから家族事項、特に家族事項が本場に役に立つのかということとは当然のことながら検討いたしました。

それで、私も、永住者、特別永住者以外の方はそこで非常に差があるということを観念的に思った節が若干あるんですけれども、改めてこの中を分析してみますと、永住者、特別永住者以外の外国人の方の中にどういふカテゴリーの方がおられるかというところ、例えば私は日本人の配偶者等と言っておりますけれども、配偶者及びそのお子さんたち、このカテゴリーとか、それから定住者、当然のことながら家族滞在ですか、そういう家族事項を見ることが同一性を確認できる人たちが意外に多いのではないのか。しかも、そういう人たちの数がこの五年間、十年間でニューカマーの方たちがどんどんふえておりました、その中で日本人の配偶者とか永住者、定住者、こういう人たちの数が非常にふえているわけでございます。

こういうことにも着目いたしまして、先ほど私が申しました説明に加えて、そういうようなことも検討の上、今回の結論に至ったわけでござい

○千葉景子君 そういう御認識になってきたということを考えて、例えば改めて入国管理法の改正といいますが、新たな排外的な罰則などを設けていくというのは非常に何か今回の法改正も矛盾が存在しているということが言えるのではないかと思います。これもまた後ほど細かく議論させていただきます。

さて、今回は指紋制度については廃止ということになりましたけれども、大変強く指摘をされてまいりました、附帯決議においてもございましてけれども、登録証の常時携帯義務、これについては何らかの改正案では触れられることがございせん。これについては国際的にも大変厳しい非難が寄せられております。

国連の規約人権委員会の勧告も、これは十分御

承知のところであらうかと思いますが、昨年出されておりますけれども、ここでもこの常時携帯義務について大変懸念が示されているところでございます。

改めて指摘をしておきますけれども、その最終見解の中で、「委員会は、日本の第三回報告の検討終了時に、外国人永住者が、登録証明書等を常時携帯しないことを犯罪とし、刑事罰を科す外国人登録法は、規約第二十六条に適合しないとの最終見解を示した意見を再度表明する。」、前回も言ったけれども何ら措置がされないから再度その点を表明する、「委員会は、そのような差別的な法律は廃止されるべきであると再度勧告する。」と、これはもう私が繰り返さなくても御存じのところであらうと思います。

こういう指摘がなされていることについて、まずこの勧告についてはどのように法務省としては受けとめておられるのでしょうか。

○国務大臣(陣内孝雄君) ただいま御指摘の規約人権委員会の最終見解、これは十分承知しております。

その中で委員が今御指摘なさったようなことがございまして、法務省といたしましては、外国人登録証明書の常時携帯制度につきましては、不法入国者や不法残留者が現在多数存在しているという今日の状況にかんがみまして、その居住関係あるいは身分関係等を即時的に把握する必要がある、そのため合理的かつ必要なものだ、このように考えております。

また、日本人に対する取り扱いとの間に差があるのではないかとこの見方もあらうかと思っておりますが、この点についても合理的な根拠があるというところでございまして、したがって、御指摘の市民的及び政治的権利に関する国際規約第二十六条に違反するものではない、このように考えておるところでございます。

なお、このような考えにつきましては、さまざまな立場において明らかにしておるところでございますけれども、今後とも各方面の理解が得られ

るように努めてまいりたい、このように考えております。

○千葉景子君 規約人権委員会で法務省もそのような説明をされ、それを議論した上で勧告は出されていんです。そういう説明をされても、いやそれではだめだぞと、そういうことを聞いても、なおかつこの法律は規約に違反をしている、人権に対する侵害になるということが指摘されているわけですから、だから、それを繰り返して説明をいただいてもこれは平行線のまま。要するに、この規約人権委員会の勧告については、法務省としては、それはもう頭の上を通り過ぎていくあれにすぎない、一切それには耳を傾けないということのお考えを再度今示されたと同じだと思ふんですけれども、今後そういうことですか。

○国務大臣(陣内孝雄君) 規約人権委員会の勧告というのは、これはもちろん尊重するというところは当然のことでございますが、ただいま申し上げました登録証明書の常時携帯制度につきましては、これは外国人の居住関係とか身分関係を即時に把握するという観点から大変合理的でかつ必要であるというふうに私どもは考えておるところでございます。

○千葉景子君 また同じことを言うことになりましたが、大臣も御自身として率直にそう思われますか。いかがですか。

○国務大臣(陣内孝雄君) 現在、大変多くの不法入国者や不法残留者が存在しております、このことがいろいろな難しい問題をもたらす一つの原因になっているというところを考えると、私としては、常時携帯制度というのは大変必要かつ効果的なそれに対する方法ではなからうか、このように考えております。

○千葉景子君 それについてはまた大臣にも議論をお聞きいただきながら、本場にそうかなという少し認識を改めていただくようにしたいというふうに思っています。

ただ、この勧告は前回から二回目の勧告でございますので間に合なかつたということはないと

思いますけれども、勧告が出てからこの法改正案が最終的にまとめられて出されるまで確かに時間は余りなかったんですね、その間。そういう意味では多少この勧告に沿った中身を盛り込めなかったとか、そういうこともひょっとしたらあるのかなという気がします。

そういう意味では、勧告を受けて、今回はもうまとめちゃったので間に合わなかったけれども、積み残している部分もあるから、やはりこの勧告に沿ってできる限りもう少し検討していこう、こういう点などはございますか。それとも、一切そんなことはないんだというお考えの方でしょうか。

○国務大臣(陣内孝雄君) 現在の私どもの立場は先ほど申し上げたところでございますが、いろいろと御議論をひとつ拝聴させていただきたい、このように思っております。

○千葉景子君 それでは、少し具体的な内容としてお聞きをいたしますが、常時携帯の制度、それについての実情をまず確かめておきたいというふうに思います。

前回の改正後現在に至るまで、常時携帯義務違反で送検をされている数、国籍、それから在留資格別で示していただくことができませんか。

○政府委員(竹中繁雄君) 過去四年間の数字でお答えいたします。平成六年、七年、八年、九年でございまして。平成六年が二十七件、平成七年が三十件、平成八年が十七件、平成九年が二十一件でございまして、国籍別で見ますと、中国及び韓国、朝鮮が大半を占めております。

なお、在留資格別の統計資料はとっておりません。

○千葉景子君 在留資格別には統計がないということでございますけれども、例えば指紋押捺の撤廃についても、ある意味では二段構えで永住者、特別永住者、それから今回はその他の外国人というところで、この法の運用とか適用に当たっては、やっぱりその在留資格によっていろいろな適用のあり方、運用の仕方というのがされていると思うんです。

そういうことを考えると、国籍別はともかくとして、在留資格別には全く統計がない、あるいはその違いがわからないというのは、これだけ重要な法律で、これですっかりと管理をするんだというお話とは随分実態は異なるんだという感じがいたします。

送検はされなくとも、例えば交番でちょっと話を聞かれますとかあるいは身柄が一定の時間拘束を受けるとか、こういうケースというのは幾らでもというか多々あるのではないかとこのように思いますが、送検はされていないけれども常時携帯義務違反ということによってさまざまな強制を受けるといふようなケース、こういうことについては統計とかあるいは実態というものをきちっと把握をされておられますか。警察庁の方はいかがでしょうか。

○政府委員(金重凱之君) 警察の方は、任意で処理している事件につきましての統計でありますけれども、都道府県から特に個別の事件の内容についての報告を求めておらないというふうなことでございまして。一般に、現場において逮捕の必要性等が認められないもので、なおかつ事後的にも軽微な事例であるというふうには私どもは承知しております。

○千葉景子君 そのところがある意味では非常に問題を生じてきた部分でもあるわけですね。

不携帯による送致件数というのはそんなに多くないんです、先ほど示していただきましたように。総数でいっても平成六年が二十七、七年が三十、八年が十七、九年が二十一。結局、送致に至るといふようなことは逆に言えば本当にまれなことになってきている。しかし、そこまで至る状況の中でいろいろな問題が生じているというのが実態であろう。その実情というの上がつてきていないから数字としてはわからないということのようにございまして。そこも大変問題であると思うんです。

前回の改正の審議の中でもいろいろな運用の問題点が指摘されました。そして、附帯決議でも

乱用にならぬようにということも決議をされているわけですね。これも前回を蒸し返すようですけれども、例えば常時携帯義務違反というケースとしては、本家に住んでいる家からすぐそばのふろ屋へ行くときにたまたま登録証を持っていなかった、それによって警察に連れていかれた、そして長時間の取り調べなどを受けた、これは一つだけちょっと象徴的に挙げさせていただきましても、こういうケースなども指摘をされてまいりました。

ただ、そういうことが少なくなってきたという事実私も承知はいたしておりますけれども、弾力的、常識的な運用に努めるということはこの間は推移しておりますけれども、どうなんでしょう、具体的に、先ほど数値はないというお話ですけれども、その弾力的、常識的な運用の中でどういう運用実態にあるのでしょうか。その点については警察庁の方はどの程度承知をされているんですか。

○政府委員(金重凱之君) 御指摘の点につきましては、昭和六十二年と平成四年の二度にわたる衆参両院の附帯決議の趣旨を踏まえまして、常時携帯・提示義務等に関する規定の運用に当たりましたて、警察として現場的、時間的な条件とか被疑者の年齢、境遇あるいは違反態様等を総合的に判断いたしまして、個々の事案ごとに可能な限り常識的かつ柔軟な対応に努めるように指導してきておる、こういう状況でございまして。

そこで、例えば平成四年以降平成十年までの間に外国人登録証の不携帯で送致いたしましたのが百四十六件でございまして。これは平成四年から十年で七年間でございまして、その以前は例え七年間の合計件数の約一%程度にとどまっております。先ほどお話をいたしましたおふろ屋さんにいくときに外証を携帯していないために云々というふうなケースは、一般的なことで申し上げれば、もちろん個々に総合的にケース・バイ・ケースというところでございまして、いろいろなことがあ

りますのでしようけれども、我々としては常識的かつ柔軟な対応をこれまでしておりまして、そういうことの結果として今申し上げましたような検挙件数の少なさということにつながってきておるのだからというふうには思っております。

○千葉景子君 送致件数というのが本場に減っています。それだけ、逆に見れば常時携帯違反で立件しなければいけない必要性というのが非常に存在意義がないということも示しているんだらうというふうに思っています。

弾力的かつ常識的といえますけれども、そもそも常時携帯をしているか否か、その違反を取り締まる端緒というのは、現在ではどういうきっかけでこの常時携帯違反の端緒となっているんでしょうか。先ほど言ったように、隣のおふろ屋に行つたときに職質のような形でこれこれということとはほとんどなくなっているというところでございまして。普通、常時携帯の有無あるいは違反の有無を取り調べる端緒はどんなときが多いんですか。

○政府委員(金重凱之君) これはいろいろな事件で端緒はさまざまであらうというふうには思っております。個々にちよつと申し上げかねるわけでありまして、例えば強制捜査の対象となつたような事件について申し上げますと、暴力団の構成員でございまして、この偽装結婚事件の関係者である中国人を検挙した事件というのがあります。それも外国人登録証の不携帯というので一連の捜査の過程でこれを端緒として検挙した、こういうようなことがございます。それからまた北朝鮮の工作員による各般の密出入国事件というふうなものもあります、それからまた北朝鮮による日本人拉致事件等々があります。

現場で逮捕の必要性があるのかないのか、そういうような判断を踏まえましてその事件事件、これもケース・バイ・ケースでなかなか個々の事件ごとに変わってくるわけでありまして、この事件の悪質性とか、あるいはそのほか事案の性格等々を勘案して慎重に私どもは処理しておるというところでございまして。

○千葉景子君 結局は、常時携帯義務だけを調べ、ために何か行おうというところはほとんどできないわけですね。結局、他の犯罪のおそれがある、そういう捜査の過程で常時携帯義務違反だということが発覚するとか、そういうことであって、かつてのようにならなければ常時携帯、持っているか、こういうことをやるのが少なくなくなったとすれば、あとは犯罪に絡んでいるとか、ほかの犯罪で摘発をされて登録証の携帯がなかったということがわかるとか、そういうケースになつてきているのではないかと、思うように思っています。それにもかかわらず、やっぱり常時携帯を強制をされているというところについては大変制度的にももう無理があるのではないかと、思うように思っています。

○政府委員(竹中繁雄君) 世界じゅうの全部の国というわけにもいきませんので、入管局で四十四カ国を選んで調査した結果によりますと、少なくとも我が国が選んだこの四十四カ国はすべて、提示だけの国もございすけれども、常時携帯ないし提示を課しております。

○千葉景子君 今お聞きすると、提示だけを求めるといふ形をとっている国もあるわけですね。確かに携帯義務というのでもございすけれども、提示のみで十分に事足りているという国もあるようなんです。ぜひそんなところはよくよく参考にしていただきたというふうに思うわけですね。

○千葉景子君 今お聞きすると、提示だけを求めるといふ形をとっている国もあるわけですね。確かに携帯義務というのでもございすけれども、提示のみで十分に事足りているという国もあるようなんです。ぜひそんなところはよくよく参考にしていただきたというふうに思うわけですね。

から以前指摘されたような不当な運用もなされていらないというようにございす。結局、常時携帯によって、先ほど最初のお話でありましたけれども、即時的に何かを判断するということには無理があるということが言えるのじゃないかと思うんです。

○政府委員(竹中繁雄君) 私ども入管でございすので、入管の仕事の範囲で常時携帯というのは非常に必要だということを御説明したいと思ひます。

私ども入管法の違反調査をするということですが、普通いわれる摘発するという言葉を使っておりますが、仕事場ないし居所における摘発ということをしていろいろやっております。現場に参りまして、そういう入管法違反の疑いのある外国人のおられるところで最初に我々の警備官が聞くことは、外登録をお持ちですかということでございます。当然のことながら適法な外登録を持っていれば我々の違反調査の対象からは外れるわけでございますので、それが無いときにはとらえざる常時携帯違反というわけじゃないですけれども、向こうも納得してきていただければ、実際に我々が摘発をするのは夜遅くあるいは早朝とか、果たしてこれがどうかというのを確認しようにも、市町村の役場が開まっているような時間あるいは土日とか、そういうときで、即時的にこれが摘発の対象になる人かどうかというのを把握するというのは大変重要なことでございまして、我々の仕事の分野に関する限り非常に役立っている有用な制度だと考えております。

○千葉景子君 何かちょっとはつきりしないんですけれどもね。

これは論理的に言うとならば、矛盾を避けるわけですね。ただ、逆に常時携帯で即時的に判断しようとするならば、全員何らかの形で携帯しているかどうかチェックしないことには本当に適法な居住者なのかどうかというのとはわかんないわけですね。偶然に当たった何らかの形で端緒があつて調べた人はわかりませんが、その人は正しい、ではそれ以外の居住している人が常時携帯しているかどうかというのとはわかんないわけですね。それは非常に制度としては差別的な取り扱いが起りやすいし、それからその機能を果たそうとすれば、今度は全部常時携帯をしろとかどうか調べるなどということは到底不可能になるわけですね。

ですから、常時携帯という制度は存在はしているけれども、下手をすれば差別的なことになるし、逆にいけば何の役にも立たないし、こういう制度になっているのではないかと、思うように思ひます。

だから、例えば即時に判断をする、そのために万が一にも肌の色とかあるいは外見とかいうことでその端緒を求めるとすれば、これは極めて人権侵害であるし、それから差別的な扱いということになるでしょう。では今度は、先ほど言ったように、どこかしこ常に携帯しているかどうかを調べるといふことになれば、これは不可能を強いるということにもなる。

結局、この制度はそういうことを含みながら、むしろ毎日毎日常時携帯していないと罰則が科せられるおそれがある、あるいは何らかのときにそういうもので処罰をされるおそれがあるという不安を助長するだけの制度ではないだろうかというふうには考えます。

しかも、少なくとも常時携帯という制度だけではなくて、提示を求める、提示を義務づけている

ということもあるわけですね。本当に何らかの確認を必要とするならば、提示を求めて、そしてそれによって確認をするというところで足りるわけですね。むしろ逆に言えば、それをしなかったら常時携帯だけでは内容については最終的な判断がつかないということになるわけですね。

○政府委員(竹中繁雄君) 確かに、この外登録の不携帯あるいは提示拒否で起訴された数というのが少なくなつてきているというところは、ただいま警察庁の報告のとおりだと思ひます。

ただ、現実にはまだそういう状況が続いているというところであれば、私としては外登録の所持あるいは提示というのは必要な措置である、それを義務づけるための罰則もこれまた必要な措置である、このように考えております。

○千葉景子君 仮に、確認作業が必要だということとを前提にいたしましたとしても、今申し上げたようにやはり提示を求めてその内容を確認するということが最終的には必要になる方法なわけですね。

そのためには、例えば持っていないとわかんないと、提示を求める際があるからやっぱり持っていないと、提示を求めようというところがあるならば、それは行政執行あるいは犯罪捜査の執行に当たって、そうしておいてもらわれないと、いざというときに大変執行がスムーズにいかないというところで、むしろ持っていないとわかんないというところがある意味では行政の執行の利便に資するということであるならば、例えばこれを犯罪とするのではなくて、行政の一定の秩序を守っていく、あるいはその執行を

スムーズにするという意味では、行政罰、過料というふうなことで足りるのではないかとこのように考えます。

常時携帯は本当に送致件数も少なくなっている。これを犯罪として刑罰で強制をする。いつも犯罪者になるのではないかと不安を、多くの本当に健全な善良な外国人の毎日の生活にそういふ不安をつくっているという事は、いかにも人権に配慮のない、そしてまた制度本来の趣旨からも逸脱している制度であろうというふうに思いますが、どうでしょうか。改めてお考え方を伺いたしたいと思います。

○国務大臣(陣内孝雄君) 千葉委員のお話はお話として、そういうお考え方があろうかと思えます。

現状、大変多くの不法入国あるいは不法滞在者がいるということの重大な影響、このことを心配いたしますと、その兼ね合いがどの辺にあるのかということだろうと思えますけれども、私どもとしては、現在提案しております現行どおりの外登記に関する取り扱いがぜひ必要でなろうか、そういうことでこれからは御理解を賜りたいと思っております。

○千葉景子君 今兼ね合いとおっしゃいましたけれども、兼ね合いであるならば、機能しない制度とそれから人権の尊重ということの兼ね合いを考えてみれば、おのずとやっぱり人権を尊重しながら、そしてその制度が機能するような、あるいは本当に配慮できる制度として改めて考え直すというのがむしろこれからのあり方ではないかというふうに思います。

考え方は考え方としてというお話でございましたので、ぜひこれはこの審議がまた煮詰まってく段階におきまして、どういう考え方があられるべき姿かということをお聞きしたいと思っております。

次に、登録原票の問題について少し御質問させていただきます。今回の改正で登録原票の開示の問題が法制度の

中に盛り込まれました。これまで自治体におきましては、外国人登録済証明書が発行され、これが居住する外国人にとってはいわば私たちが言う住民票と同じような機能を果たしておりました。今回、原票の開示と登録原票記載事項証明書というものが発行されるということになります。外国人登録済証明書の制度はどうなっていくのでしょうか。このまま両方が尊重されるという形になるのか、それとも登録済証明書の方は廃止をされるという格好になるのか、これはどうなるのでしょうか。

○政府委員(竹中繁雄君) 現行の外登記では開示の規定は全くございません。ただ、外国人の皆さんから、入学、就職あるいは帰化等の手続上の必要から、居住関係または身分関係の証明書を出していただきたい、そういう要望がいろいろございます。

そこで、市区町村におきまして、いわば登録原票に基づき登録証明書とは別に登録済証明書というのを運用上出しているというのが現行の状況でございます。今回は、この開示の点をしっかりと明文化したいと考えております。

それで、中身からいいますと、原則的には非開示ですけれども、はっきりと特定した分野に限ってはこれをするという法改正を出して、現在ここで御審議いただいておりますので、それによりまして、今委員御指摘ありましたように、登録原票記載事項証明書というものが出せる、当然一定の条件のもとですけれども、ということになりますので、これが新設されることになりました場合には、これまでの登録済証明書の発給制度はやはり発展的に廃止される、このようになると考えております。

○千葉景子君 これまで、この登録済証明書については自治体の側でいろいろな配慮をしてこられました。例えば、プライバシーの保護などについて十分な慎重な対応をとりながらこの制度が運用されてまいりました。平成八年でも発行件数が百三十六万件以上ということでもございますので、これは本当に日常生活にとっても不可欠な制度として運用されてきたということが言えるかどうかというふうに思っています。

そういう意味では、これまでの運用がこれからこの登録原票記載事項証明書の発行などに当たっても、プライバシーの保護とかあるいは本人の住民票にかかわる非常に生活に直結する制度として、これまでより何か不便になるとか、あるいはプライバシー保護に欠けるというようなことがいささかもあってはならない。法制度にしたから悪くなったということでは困るわけですから、その点についてはこれまでの運用を踏まえてどういう配慮を考えておられますか。

○政府委員(竹中繁雄君) 登録原票には当然のことながら外国人の皆さんのプライバシーにかかわる事項をたくさん含んでおりますので、その取り扱いには慎重な配慮が必要であると考えております。

それで、現在の登録原票に基づき作成された登録原票の写し票等は、法務省に送付された後、電算処理されて、現在そういうことをされておりますけれども、この電算上の個人情報については既に個人情報保護法の適用を受けております。

そこで、登録原票の整理、保管についても、電算上の登録記録と同様の配慮をすることが望ましいと考えておりますので、今回の法改正に当たりましては、この個人情報保護法を十分に参考にしながら法案を作成したということでございます。

例えば、個人情報保護法の第五項を参考にしまして、登録原票の記載事項の漏えい、滅失、毀損の防止その他登録原票の適切な管理のために必要な措置を講ずることとする云々というふうなやり方で、これを十分に参考にしながらプライバシーにかかわる事項が慎重に配慮されるように考えたつもりでございます。

○千葉景子君 これはまた機会をあれしまして細かくお聞きをしたいと思っておりますので、細かいところについては過料で済ませている、この点についても私は非常に疑問に思っています。

細かくは今回の質疑の際にまた質問させていただきますので、御承知おきをいただきます。

○円より子君 民主党・新緑風会の円より子です。

今、千葉議員からの質疑を聞いておりまして、なるべく重ならないようにしようとは思っています。

なっていますね。これは不当な交付あるいはプライバシーの侵害などがあってはいけないわけです。ただ、これは先ほどの議論にもかかわりませんけれども、もう機能しないような、そして人権に非常に重い負担をかけている常時携帯のようなものには罰則がかけられていて、プライバシーをきちっと保護して、そして不正な登録原票の流出などがされないようにということについては過料なんですね。

これは何かえらく刑の均衡を失っている。あるいは本旨に沿った刑罰の適用あるいは検討が本当になされてきたのだろうか、こんな点でも私は矛盾を感じるわけですから、この点についてはいかがでしょうか。

○政府委員(竹中繁雄君) 今の点にしましては、偽りその他不正の手段により、登録原票の写し等の交付を受けた者は五万円以下の過料に処するという規定が確かにございます。

それで、今回の改正に際しまして、当然のことながら戸籍簿それから住民基本台帳がどうなっているかというのを調べておまして、それと同様の規定を今回置いたというわけでございます。

○千葉景子君 もう時間ですので、次回に質問を譲りたいと思っておりますけれども、これは住民基本台帳法を参考にしまして、登録そのものは決して住民基本台帳法などを基本にはしておりませんよね。それとは全く違った外国人管理という手法あるいは考え方ののっとなって行われている。しかし、プライバシー侵害などに大変かわりやすい、こういうところについては過料で済ませている、この点についても私は非常に疑問に思っています。

細かくは今回の質疑の際にまた質問させていただきますので、御承知おきをいただきます。

○円より子君 民主党・新緑風会の円より子です。

んですが、ぜひとも大臣に聞きたいことがございます。

まず、先ほども話がありましたけれども、平成四年の改正の際の衆参法務委員会の附帯決議というものは、「外国人の人権を尊重して諸制度の在り方について検討し、その結果に基づいて、この法律の施行後五年を経た後の速やかな時期までに適切な措置を講ずること」となっているわけで今回の改正になったんですが、私は、今回の改正案では外国人の人権を尊重して諸制度のあり方について検討したとは全く思えないんです。適切な措置も講じてはいないというふうにしか考えられません。まず、外国人登録法に関しては常時携帯制度を廃止すべきだったと思いますし、また罰則規定もなぜ刑事罰にしたのか、そのままたまのことが全くわかりません。そういったことや再入国許可制度も廃止をすべきだと思っております。

さて、大臣は前回、所信表明で、昨年十二月に両議院において採択された人権擁護に関する決議を踏まえ、人権擁護行政の充実強化を図ると述べられていたんですけれども、一体この在日外国人、特に韓国・朝鮮人の方々の人権についてどのような認識をお持ちなんですか、お聞かせください。

○国務大臣(陣内孝雄君) 在日韓国・朝鮮の方々の初めとする在日外国人の方々につきましては、その基本的な人権は当然尊重されるべきだ、このように考えております。法務省はこのような認識に立ちましてこれまで在日外国人の方々の人権擁護に努めてまいりましたところでありまして、これからその擁護に努めてまいりたいと考えております。

○円より子君 それでは、同じく所信表明で、来日外国人による薬物密売手段云々と外国人の犯罪に触れていらっしゃるんですが、外国人の一部の例を殊さらに取り上げて発言されることは、外国人イコール犯罪者というような誤ったイメージを日本社会に与えるようになると思うんですが、その点についてはどう思われますか。

○国務大臣(陣内孝雄君) 特に特定の国を名指し

してそういう発言をしたつもりはございません。

○円より子君 朝鮮民主主義人民共和国関連の報道の都度、無関係の在日朝鮮人学校の生徒に対する嫌がらせや暴力行為も起こっております。これは本場に恥ずべき日本社会の意識だと思いますけれども、こういった人権擁護行政を所管なさっている法務大臣としてはどう思われますか。

○国務大臣(陣内孝雄君) ただいま申し上げましたように、国籍を問わず、人種、宗教、そういうものも問わず基本的な人権は常に尊重されるべきである、このように考えております。

○円より子君 きょう外登法と入管法の改正の審議に入つたわけですが、これも大臣が法律案提案理由説明というのを行われました。ぜひともこういったものは国民の皆様にも逐一全部新聞記事等で知っていただきたいと思っておりますけれども、どこを見ても外国人の人権に配慮してという文言が全くございません。

出ているのは、例えば永住者及び特別永住者については前回、指紋押捺制度を廃止した、それで、その後六年余りを経て特段の問題も生じておらずということとか、地方自治体から事務の合理化などの観点から指紋押捺制度の廃止についての要請がありとか、それからまた入管法の方も、例えば正規在留者に対する再入国許可の有効期間の延長、これは現在一年を超えない範囲で決せられることとされている、これを三年を超えない範囲に延長するということ、これについても「再入国許可に係る申請手続を簡素化し併せて事務の合理化を図るため」と。ここに流れているのは、すべて管理する体制の側が管理の手続が簡素になることだけを考えるで法案改正の理由になさっているようにしか読めないんです。

法務省というのは人権擁護のための省ではなかったんですか。大臣、御自分がお読みになったものですからよく覚えていらっしゃると思うんですが、

○国務大臣(陣内孝雄君) 目的はあくまでも人権擁護を推進するというところでございます。その中

で、今御指摘になりましたように、いろいろなほかのメリットもあるということをお願いしたつもりでございます。

○円より子君 ちょっと今のはよくわからなかったんで、もう少し付け加えていただけますか。

○国務大臣(陣内孝雄君) 法務省として人権擁護を教育したり啓発したり、あるいはいろいろな救済をしていくというような立場は当然でございます。それは国の内外を問わず、そういう基本的な姿勢でいかなければならないということでございます。

今御指摘のように、それにしても事務の簡素化とか地方自治への配慮とかそういうような点が出てきて、あたかもそれが目的であるかのような表現をしたということについてのことでございまして、けれども、ねらいはあくまでも人権擁護を推進するというのを考えての発言でございます。

その中で今申し上げたようなことも当然メリットとしてあるから大いに進めていこう、このような趣旨で申し上げたつもりでございます。

○円より子君 提案理由説明の中に外国人の人権のためにということが一切書かれていないということ、そういったことのねらいもあつたけれども、表面上は事務の合理化を図るためそういったことがとおっしゃいますが、こつちが大事だったんじゃないんですか。だから、ついそのことだけが出てきて、全く人権擁護、外国人の人権なんて考えていらっしゃらないとしかとれないんです。

もし、そうじゃなかったとおっしゃるなら、この提案理由説明はおかえになりますか。

○国務大臣(陣内孝雄君) 私の提案した趣旨はただいま申し上げましたとおりでございますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

○円より子君 今おっしゃったのが現実だとすれば、どうしてそのときに、こんなものは読めない、官僚のつくった文章は、自分の言葉で、ちゃんと外国人の人権を擁護するためにかえるんだとなぜおっしゃらなかったんですか。

人権擁護は基本的に大事である、これはもう大前提でございますので、それを踏まえた上でのこういう趣旨説明だということ御理解いただきたいと思ひます。

○円より子君 それでは、この五年間に、国会の附帯決議も随分軽視されているものだと思いますけれども、外国人登録法の常時携帯についてとか、その辺が全く今回出なかった。常時携帯制度の廃止とか、このあたりが全く出なかったことについてはどのような検討がなされたんですか。そういったことは大臣は当然お聞きになってこの趣旨説明をなさったんだと思いますが、お答え願えますか、大臣。

○国務大臣(陣内孝雄君) この問題につきましては、平成四年度の改正の際に衆参両院から附帯決議をつけていただいたわけでございますし、そういうものを踏まえながら、またあるいは外国の実情そして有識者の御意見を踏まえて、種々な角度からさまざま検討した結果でございます。

○円より子君 今の常時携帯の廃止については検討はあつたんですか。

○国務大臣(陣内孝雄君) 今の検討の中でそういう問題も大変重要な課題でありました。

○円より子君 検討があつてどういふことになったわけですか。いろいろな意見があつたかと思ひますが、賛否両論。

○国務大臣(陣内孝雄君) 現在、我が国に不法入国者あるいは不法滞在者が大勢いるというこの厳しい現実、これのさらさらさまざまな影響等を勘案すると、外登法の携帯というものはこれに対応する手段として大変有効かつ適切である、こういうふうな検討の結果、判断したわけでございまして。

○円より子君 ちょっとこの常時携帯のことは後に回しますが、先ほど五年間にさまざまに検討してきた中で有識者からの声を聞いたとおっしゃいました。

この指紋押捺制度の廃止やまた常時携帯のこと、さまざまこれにかかわつてこられた方たちと

いうのは有識者ではなくて在日の外国人の方々なんです、それに本当に不利益をこうむったり、人権侵害をされてきたのは。そういった方たちからの意見は聞かれましたか。

○政府委員(竹中繁雄君) 有識者の方から御意見を伺う機会を何度か持たせていただきましたけれども、その中で在日外国人の方にも御参加いただきました。

○円より子君 それでは、人権擁護推進審議会、ここで在日外国人の人権擁護に関する人権教育及び啓発に関する施策ということについての論議がなされていると思いますけれども、ここでも人権侵害の被害者から、特に在日外国人の方々から意見を聞かれたことはありますか。また、これから聞こうとなるおつもりはありますか。

○国務大臣(陣内孝雄君) 人権擁護推進審議会が設置されて、ここで現在人権教育・啓発に関する施策の基本的なあり方について審議しているところでございます。

在日外国人に関する人権問題も視野に入れながら調査、審議がなされている、このように承知しておりますが、この調査、審議の中で平成九年十二月と平成十年一月、二回にわたりまして関係団体からヒアリングをしたわけでございます。この後、この審議会にはさらに調査、審議を続けていただくわけでございますけれども、その際に審議会としてもさらに必要なヒアリングがあれば当然取り組んでいただけるものと期待しております。

○円より子君 先ほどから大臣に人権についての御意見を伺っているんですけれども、ちょっと角度を変えて、大臣は管理という言葉からどういうことを連想され、どういうふうに管理という言葉を受けとめていらっしゃるのでしょうか。

○国務大臣(陣内孝雄君) 管理ということ、これは非常に幅広いものを意味していると思いますので、なかなか答えにくいところではなからうかと思ひます。

これは使い方によって違うわけでございますが、私どもがもとより自然物とか人工物、こういう

うものを管理していくものではなくて、社会をどう管理していくかということでの答えが必要かと思ひますけれども、やはり全体としての統率といたしますか、まとまりがつく中で個々の人の役割がどういうふうにあるべきかという、全体と個、個と全体の間をうまく調整しながら公益あるいは公序良俗が維持できるようにしていくことではなからうかと思ひます。

○円より子君 御存じのとおり、住民基本台帳法は、「住民に関する記録を正確かつ統一的行う住民基本台帳の制度を定め、もつて住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。これは住民のサービスとすることをうたっているわけですから、それに引きかえ外国人登録法は、「外国人の居住関係及び身分関係を明確ならしめ、もつて在留外国人の公正な管理に資することを目的とする。」と書かれているわけです。

おっしゃるとおり、管理という言葉は幅広いかもしれませんが先ほどいみじくも大臣がおっしゃったように社会を管理する、やはりこれは人権となかなか相入れない部分だと思ひます。もちろん、社会を安全に統率していく、管理していくことも法務省の仕事かもしれないけれども、在留外国人の方々の人権ということも考えるならば、どうも管理の色彩が強過ぎる。こういう言葉もかえたいと思ひます。

そうしますと、先ほどの携帯義務とかそういうことに對して、余りにも携帯義務自体が生活の不便とかさまざまな問題を起こしております。そういったことだけじゃなくて、その罰則は行政罰ではなくて刑事罰になっているわけです。これは本当に必要な以上の管理をしていることにならないでしょうか。

○政府委員(竹中繁雄君) 外国人の場合には、当然に日本に在留でき、当然に日本に出入りができる日本人とその点ではやはり違うわけでございまして、それに関する種の措置をとり、それを罰則をもって担保するということは合理性にか

なつたものだと考えます。

○円より子君 今、必要になつたとおっしゃいましたが、外国人登録証の常時携帯の目的と必要性の根拠というものは何なんですか。

○政府委員(竹中繁雄君) 常時携帯の一番の主眼は、先ほどお答えしましたけれども、やっぱり即時性だと思ひます。即時に身分関係、居住関係が把握できるということが一番重要な点かと思ひます。

○円より子君 必要性の根拠も即時ということなんでしょうか。

○政府委員(竹中繁雄君) 先ほど来申しておりますように、居住関係それから身分関係を明らかにする、必要なときにはそれを即時に把握することが必要だということでございます。

○円より子君 先ほどから千葉委員も質疑がありましたが、私は一応この常時携帯の廃止や罰則規定を変えることを提案したいと思ひますし、そういった観点から、この見直しを進められない限り、今回の改正はほとんどの在日外国人の方々は廃案になつた方がいんじゃないかと思ひていらつしやることを伝えておきます。

それで、別の観点からお聞きしたいんですけれども、まず自由権の規約第十二条は、「何人も、自国に戻る権利を恣意的に奪われない。」と定めております。在日外国人のうち、少なくとも五十四万人は日本で生まれ育ち、日本に生活の基盤を置く二世、三世、四世です。彼らにとって日本は自国と言つてもいい存在だと私は思ひます。

も、法務大臣の裁量にゆだねられていることで、これを得られないまま出国すれば、在留資格を失つて新規入国者として扱われ、帰国の保証がないわけですね。

一九八〇年代に、法務省は法文書上何の根拠もないのに指紋押捺拒否者に対する制裁措置として再入国不許可処分を連発しました。そして、彼らの海外渡航の自由や生活権を侵害してきたわけです。この中には、NHK青年の主張コンクールで優秀賞を取りながら、副賞のカナダ旅行を断念せざるを得なかつた青年もおりますし、本当にいろいろな方がいらつしやるんです。その制裁措置の唯一の原因であつた指紋押捺制度そのものが今回全廃されることになれば、こうした人々が過去にこうむつた不利益、これは今後、何らかの形で解消される手だてがあるんじゃないでしょうか。

先ほどから法務大臣は、今回の改正法の説明の中に事務の合理化とかそういうことしか書かれていなかったが、自分の本意は外国人の人たちの人権を擁護することにあるとおっしゃいましたよね。そうしましたら、今まで指紋押捺を強制してきた我が国としては、それによってこうむつた不利益を原状回復するなり救済するのが当然ではないかと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(陣内孝雄君) 今お尋ねの特別永住者の方々については、御案内のように、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第二条第二項で、平和条約国籍離脱者の子孫として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留する者である、このように言つておるわけでございます。

今御指摘の点に關してでございますけれども、この特別永住者が出国する場合は、事前に再入国許可を得なければ、決められておる引き続き本邦に在留する」という要件に当たらなくなりまして、したがつて特別永住者としての地位を付与するわけにはまいらない、こういうことでございます。

○円より子君 大臣、私の質問を聞いていらつ

しやらなかったんじゃないんですか。全然意味が
おわかりになっていないと思うんです。そんなこ
とは前から存じております。——わかつていらっ
しやるならもう一度答弁してください。同じこと
を言うのは時間のむだです。

○国務大臣(陣内孝雄君) わかる、わからないの
話じゃなくて、人権の問題で、日本国との平和条
約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管
理に関する特例法の第二項の中に、引き続
き本邦に在留するということを条件としておりま
すので、その法律に基づいて処置するということ
は当然のことであるということを申し上げたかっ
たわけでございます。

○円より子君 これは大臣がおっしゃる通りに、
特別永住者になられた方たちというのは、私たち
の国が植民地化したときにこちらにいらした方た
ちであって、その方たちへの償いの意味もあって
特別永住者になれるという形をとったわけで、
それは資格じゃなくて権利だと私は思うんです。
そういった人たちに對してずっと指紋押捺制度を
押しつけてきたり、それから一々法務大臣の裁量
で再入国許可をもらわなきゃいけないなんという
のは、これは大変人権を踏みにじった形の制度
だったと私は思うわけです。

前回のときには永住者と特別永住者には指紋押
捺制度を廃し、そして今回はすべての在留外国人
に廃止する、それは反省の意を込めて改正なさる
んだと思うんですが、先ほどから大臣や法務省の
答弁の中には全く反省の気持ちとかというのがな
いんです。それだったら、今までその制度によっ
て不利益をこうむった人たちの救済措置はできる
のかということをお聞きしたいんですが、それは
要りませんので、大臣の意見をおっしゃってくだ
さい。

○国務大臣(陣内孝雄君) 繰り返しになりますけ
れども、先ほどの二条二項の中で決められてお
る、引き続きという条件に乗りない限りは救済措
置というのはあり得ないと思います。

○円より子君 何度言っても同じことしかおっ
しゃいませんで、もう次の話に行きますけれど
も、裁量で法律じゃないんですよ、大臣の裁量で
再入国許可をしないので、そして永住資格を失った
人に対しては、大臣の裁量で何でもできるん
じゃないんですか。私はそれを申し上げているん
です。そういったことを考えるのが、外国人の人
権を大事にするとおっしゃる大臣の責任だと思
います。

もう一つ例を挙げたいと思います。これは多分
また御本人から御意見を聞くことになるかもしれ
ませんけれども、日本で生まれ育った在日三世の
崔善愛さんのことです。
御存じだと思いますが、彼女は日本で生まれ、
そして育ち、日本の音楽学校を卒業なさったピア
ニストです。一九八一年に指紋押捺を拒否したた
めに再入国許可がおりなかったわけです。それで
予定していたカナダへの演奏旅行はしなかった
し、また今年一九八六年には、アメリカの大
学にマスターコースの留学が決まって、このとき
は音楽家としての将来を断念することはできずに
再入国の不許可処分のまま渡米したわけです。そ
して帰国した際に新規入国者とみなされ、同時に
協定永住資格を失ってしまいました。

こうした彼女のような、先ほどから申しますよ
うに、今、彼女は日本の方と結婚して二人のお子
さんもういらっしゃるわけですが、彼女は、私の故
郷は日本だ、帰るところは日本しかないとおっ
しゃっているんです。このような過去の指紋押捺
拒否によって今も大変著しい不利益をこうむって
いらっしやるんですが、もう一度お伺いします
が、こういった方についてはどう思われています
か。さっきから、どうできるかと言うと同じ御意
見しかおっしゃらないから、どう思われますか。
それは大臣の気持ちのことをお聞きしているん
です。

○国務大臣(陣内孝雄君) 今のお話を承って、大
変お気の毒だという気持ちはもちろん人間とし
て十分持つわけでございますが、ただ法治国家で

ございますので、法律に従って処置せざるを得な
いというこの厳しい現実も御理解賜りたいと思
います。

○円より子君 またこの件については質問した
と思います。
もう一つ、今回強制退去者の上陸拒否期間が一
年から五年に延長されます。今でも一年と少しで
入国できた人というのは大変少なくて、二、三年
かかっているような現状で、日本で婚姻し子供が
いるような方たちの家族の離散の悲惨さというの
はかなり聞いておられて目を覆うばかりでござ
いますけれども、今回これを五年に延長するとい
うことはだれを対象に考えているんでしょうか。

○政府委員(竹中繁雄君) 不法入国、不法上陸、
不法残留等の入管法違反を行った結果、退去強制
処分になった外国人が対象でございます。
○円より子君 先ほどからいろいろ少し形を変え
て質問させていただきましたけれども、どうも法
にのっとって言うだけで、きょう、たくさんの方
の傍聴の方々も来ていらっしゃるんですけども、そ
の方々にとって今回の改正というのは、決して御
自分たちが日本で住み続けるための人権や生活を
保障するような形の改正ではない。その質疑につ
いても、何というんでしようね、同じように法律
にのっとってしか答弁できないとしても、情と
いうものがもう少しあってもいいんじゃないかと
いうふうな気がするんですが、そういうものが本
当に感じられないできつと悔しい思いをしてい
らっしゃるのじゃないかと思ひますし、私も大変
歯がゆい思いをしております。

国際社会の中でも、これは国際人権自由権の規
約委員会から何度も勧告を受けているところであ
る、外国人登録法を常時携帯していない永
住外国人を刑罰の対象とし刑事制裁を科している
外国人登録法は、国際人権規約二十六条に適合し
ない、こういうふうにも言われておりますし、日
本は、憲法九十八条の二項では国際条約の誠実な
遵守を義務づけているわけですから、こういった
国際社会の中で日本という国を保持していくため

にも、ぜひともこういった勧告をきちんと守り、
また国際条約を誠実に遵守していただきたいと思
います。

私たちは、同じ国に住む外国人の人たちと、正直
こういった法律があることはとても恥ずかしいと
思いますし、ぜひとも今回の改正でよしとせず
に、これは本当に小手先だけの改正だと思いま
す。人権というものを、そういったものが考えられ
ていないことは先ほどの理由説明にも明らかであ
りまして、ぜひともそのあたりを検討し直してい
ただきたいということを要望し、私の質問を終わ
ります。

○委員長(荒木清寛君) 午前の質疑はこの程度に
とどめ、午後一時まで休憩いたします。
午後一時五十六分休憩
午後一時開会
○委員長(荒木清寛君) ただいまから法務委員会
を再開いたします。
休憩前に引き続き、外国人登録法の一部を改正
する法律案及び出入国管理及び難民認定法の一部
を改正する法律案を便宜一括して議題とし、質疑
を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。
○大森礼子君 公明党の大森礼子です。
私は質問事項を通告しているわけでありま
すが、午前中の質疑、民主党の千葉委員と円委員が
なさりましたが、それを聞いてちょっと確認させ
ていただかないと先に進めないなということがあ
りますので、まずその確認から入らせていただき
ます。そのことで本来用意しました通告事項がす
べて終わらないかもしれませんが、この二法案に
つきましては十分審議をするべきであると考えま
すので、まず必要なことをさせていただきます。

円委員が二つの法案の提案理由の中に人権の言
葉がないがという質問をされました。これはやは
り重要なことだと思ひます。大臣、法務省とし
ては人権擁護は当然の前提ですから書いても書か

なくても一緒だったみたいない方だろうと思う
んですけれども、やはり言葉というの大事だと思
います。

大臣、正直にお答えいただきたいんですが、人
権を配慮してという言葉を入れたかったのかどう
か、いかがですか。

○国務大臣(陣内孝雄君) 御指摘のような気持ち
で今はおります。

○大森礼子君 やはり言葉にならないと、文章に
ならないと、幾ら実はこうだったと言ってもそれ
は伝わらないわけでありまして、もし大臣がやっ
ぱり人権を配慮してという言葉を入れたのであ
れば、それはとても大事なことです。我々、
多分これに反対する委員はいないと思います。か
ら、この提案理由に加筆してつけ加えられたら
いかがですか。私たち反対しませんので、いかが
でしょうか。

○国務大臣(陣内孝雄君) 御提案でございますの
で、ちょっと検討させていただきたいと思いま
す。

○大森礼子君 ぜひ入れてください。私たちは絶
対にそういうことは反対しませんので。

また、それを入れますと、この法案の中身に
きまして、その提案理由説明、今、大臣積極的
な答弁をされましたので、それを前提にこれか
ら質問させていただきます。

まず、冒頭干渉委員が外国人の人権についてど
うお考えかということをお聞きしました。在日
の方、永住、特別永住の別なしにその人権は尊重さ
れるべきであるとおっしゃるわけです。だから人
権を尊重しその啓発を図っていかなきやいけない
とおっしゃるんですが、人権という言葉は言葉で
言っただけでじゃ人権が考えられているかどうか
か、関係ないと思うんです。要は、その人権感覚
というものがいかに制度の中に、法案の中に組み
込まれているかだと思ふんです。

例えば、こういう対象となる方にとって、これ
まで非常にこれは人権侵害じゃないかと思ってい
た、非常に不利益をこう受けていた、これが今度

の法改正によって解消した、これがあって初めて
法務省の人権擁護の省としての面目が保たれるの
ではないか。そして、そのときに初めて大臣の人
権は尊重されるべきという言葉が本当だったんだ
なということになると私は思います。

前回の附帯決議、参議院、衆議院でございます。

実は昭和六十二年にもあるんです。このときから
既に常時携帯義務については附帯決議がつけられ
ている。平成四年を一応言いますが、今回の改正
の中に附帯決議がどう反映しているのかとの干渉
委員の質問に対して、大臣は本会議の代表質
問に対する答弁でもおっしゃったんですけれども、
外国人というのは許可なくしては在留できな
いという言い方をされるんです。これは物すごく
私はひっかかるんです。許可なくしては在留でき
ないということとは、許可するかどうか、これは国
の自由なんだというお考えなのではないですか。

○国務大臣(陣内孝雄君) そういうふうな外国の
方に上陸なり入国を許可するという制度、これは
もう我が国だけじゃなくて国際的にもそのよう
な取り扱いをされておると承知しております。

○大森礼子君 私も司法試験の受験科目で国際法
を選びましたから、一般原則としてはわかるん
です。一般外国人につきましてはそういう言い方
も当てはまると思いますが、私が問題としたいのは
永住者の中で特に特別永住と言われる方ござい
ます。

こういう方がサンフランシスコ条約で国籍が日
本の国籍ではなくなった。そこからこの問題はス
タートするわけですが、それからいろんな経過を
経て協定永住とか特別永住、そういう形で特別永
住許可が与えられてきております。このときに、
政府としては、法務省としては与えるか否かは
全くの自由裁量だったのでしょうか。

○国務大臣(陣内孝雄君) ちょっと条文を見てお
りましたので。大変恐縮でございますが、ちよ
っとお待ちください。——済みません、恐縮でござ
います。もう一度教えてください。

○大森礼子君 どうしましょう。やっぱり法務大

臣だから知っておかなきゃいけないという気がす
るんです。それを余り追及するのも好きではない
のですが、やっぱり歴史的な経緯を踏まえるとい
う場合には法務大臣というのは歴史的経緯を正し
く理解していかなくてはいけないと思ひます。

そして、現に公の答弁で、許可を受けなくては
在留できない、許可という言葉を使っておられま
す。確かに、届け出制でない、届け出をしただけ
んな永住の資格がもらえるというものと違いま
すから、それはあくまで許可です。しかし、許可
だとしてもその中には裁量が働くわけですが、裁
量の中にも自由裁量というものと羁束裁量とい
うものと二つございます。

私はこれまで歴史的経過を見まして、いわゆる
サンフランシスコ条約によりまして日本の国籍が
なくなつた方、いわゆる今在日の方といひまし
ょうか、こういう方に永住権が与えられていた経
過というのは、それは申請すれば、一定の要件を
満たせばこれを許可しなくてはならない。つま
り、届け出制ではありませんが、羁束裁量であつ
たと私は理解しているんですが、大臣、いかが
でしょうか。

○国務大臣(陣内孝雄君) そのとおりでございま
す。

○大森礼子君 そうであるならば、国際法上の一
般原則で、国家主権の機能として、外国人を入
れるかどうかは国が決めることができる、許可する
ことができると言えまされども、この特別な歴
史的背景というものをたどつてみるならば、こ
で言う許可というものは、許可を与えるも与えな
いも自由だ、こういうふうにとらえることはでき
ないと思ふんです。

私は、我が国におきましてはこの特別永住の方
というものは一般の外国人と区別して考えるべ
きだと考えるんですが、大臣はいかがお考えで
しょうか。

○国務大臣(陣内孝雄君) そういう考えに基づ
いて特別法で違つた扱いをしているということに
ございます。

○大森礼子君 そうしますと、今私が問題とした
のは、よく一般的に言われる、外国人というのは
許可なくしては我が国に在留できない、あるいは
永住にしても許可が必要、全部許可、だから管理
の対象になるんだということでしょう。管理とい
うのはコントロールでしょう。アンダー・ザ・コ
ントロールという言い方になるんでしょう。そう
いうふうな形式的に考えるのではなくて、いろん
な制度について考える場合に、一般外国人を頭
に置くのではなくて、この特別永住の方については
特別な配慮が必要だと思ふんですが、大臣はいか
がお考えでしょうか。

○国務大臣(陣内孝雄君) 特別法の中ではそう
いう配慮をすることになっておるわけございま
すが、すべてということではないのではないかと
思ひますけれども。

○大森礼子君 特別法の中では配慮しているが
すべてではないと思うというのが、具体的にどう
いうことでしょうか。

○国務大臣(陣内孝雄君) 日本国民と全く同一
という意味を言つたわけでございます。

○大森礼子君 それはそうですよ、国籍が違
うんです。そこまでは言っております。

これから許可という場合はやっぱり分けて考
えていただきたい。それから、許可というのを自由
裁量というふうな意味でとらえていたたきたく
ない。羁束裁量という意味での許可もあるとい
うことをまず念頭に置いて、私たちはこの法案の審議
をすべきであると考えます。

それからもう一つ、前回の附帯決議で罰則の均
衡性についても検討すべきだと言っているのにこ
れはどう反映しているんですかと干渉委員に聞か
れましたら、大臣は、公正な管理のためにお
っしゃっているんですね、実効性を担保するため
に必要な罰則であると。つまり、過剰なんかじゃ
だめなんだ、刑罰の威嚇なんだ、だから変える必
要はない、こういうふうにおっしゃつたわけ
です。

実効性を担保するためというのは、具体的にど

ういうことを想定しておられますか。

○國務大臣(陣内孝雄君) 義務づけるわけですが、その義務を履行するに当たってどういう行政上の罰をかけるか、刑法上の罰をかけるか、その他いろいろな義務を履行するための措置としての意味合いを指して申し上げたところでございます。

○大森托子君 実効性を担保するといいますが、取り締まる側は非常に便利ですよ、しようと思つたら幾らでも見せろと言えばいいわけですから。だけれども、される側からしたらどうかということなんです。それは取り締まる側からすれば実効性はあるでしょう。しかし、そのときに人権ということを考えるのであれば、目的と手段の相当性というものが考慮されなくてはいけないと思ふんです。

単に不法入国者、不正規な在留者を見つくるために効果はあるかもしれないませんが、果たしてそれが人権の見地から見てすべての方に、今一般の永住の方と特別永住の方が大体六十万、わかりやすく六十万としておきましようか。それから、第三回でしたか第四回の規約人権委員会への政府の報告だと、ここ数年は検挙者は二十人未満にとどまっていますということ。二十人未満のために六十万人の方に網をかける、言ってみれば義務を課すというバランス感覚の問題なんです。

○國務大臣(陣内孝雄君) たびたび申し上げてい
るように、近年、不法入国、つまり不法上陸とかか
る不法入国、そういう形で国内に不法滞在する外国
の人が多いという実態を考えますと、これが我が
国の経済、社会、治安、その他あらゆる面にどう
いう影響を及ぼすのかということはやっぱり真剣
に考えなきゃいかぬのじゃないかと思ひます。そ
ういう上で、そういうものに備えての外登録の携
帯なり提示の効果というものは期待できる、こうい
うふうに思つております。

○大森礼子君 不正規の人を捕まえる、そればかり考えず、これによって迷惑をこうむる人のこと

を考えてほしいんです。人権というのは、不必要

な義務を課されないということも人権の内容でございいます。

その前に確認しておきたいんですが、常時携帯義務も、それから今回の案では全廃になります指紋押捺制度も、これは何の目的かなと思うんです。これまでの過去の答弁を見ておきますと、例

えは昭和六十二年九月一日の衆議院法務委員会では、小林入管局長が、「外国人の場合には、正規在留者と不正規在留者を区別する必要がある、これを見きわめる手段を確保する必要がある」ということで指紋捺捺制度を説明しておられるんです。

ついでながら申しますと、「不法入国者あるいは不法残留者」というものが正規在留者を装う場合に、「成りかわろうとする相手は、ほとんど例外なく長期在留者あるいは永住者であります。」と、

だれかにすりかわろうとした場合には。だから長期在留者、永住者であればこそ、こうした不正規在留者が利用する余地を排除する必要があるから指紋押捺制度をと、ちよつとこの内容はわかりませんけれども、要するに正規在留者と不正規在留者とを区別する、これが目的らしいんですね。同一性確認の手段というのがそういうことなんでしょう。

そうすると、常時携帯義務の方も、これは平成四年改正時の当時の政府答弁なんですけれども、

適法な在留者と不適法な在留者を見きわめるのに必要である、こういうふうな答弁もあるんですが、もう一度局長に確認させていただきますが、目的はそれでよろしいですか。

○政府委員(竹中繁雄君) 繰り返し申し上げますように、外国人は日本国民と異なり、我が国に入国、在留するために許可を受けることが必要であります。登録証明書の常時携帯制度は、このような外国人が合法的な在留者であるか否か等、その居住関係及び身分関係の即時的な把握を可能とするために設けられたものでございます。

○大森礼子君　いつもお答えになる内容なんですが、ではこっちを聞きましょう、質問があちこち

行きますけれども。

これは同一性を確認するんですね。それで、常時携帶義務が必要だとする理由は、存続させるべきだという理由は、居住関係とか身分関係を即時に把握する、こうおっしゃいます。これは同一性を確認するのであれば、その人が正規在留者かどうかということがわかればいいわけでありまして、どうかということがわかれればいいわけでありまし

て、だから正規の在留者かどうかをそこで即時に把握するというのは文章として通じるんですけども、居住関係、身分関係を即時に把握しと、このところがどうも気になるんです、何か言葉で聞くとさうったいそうなんですけれども。

居住関係を警察官が何か聞くとします、これは今の運用とかがあるんでしょうけれども、これまで聞いていたとしたら、どうもこれは不法入国者らしいとか、あるいは現行法でしたら不法残留

者らしいなということ、一つの有効な手段ですね。そうして当たっていくでしようけれども、それが正規か不正規かだけがわかればいいのであって、居住関係、身分関係を即時に把握する、これは具体的に特別な意味が何かあるのでしょうか。

○政府委員(竹中繁雄君) 私どもが違反調査でいわゆる摘発という格好で正規か不正規かということを確認するというのは、一般的にどこかの町の中で不特定多数の人をつかまえて順番にやっ

くというようなことではございませんで、当然のことながらいろんな事前の調査等をして、どうもここにそういう不正規の人がいるのではないかと、いうことを絞った上で、当然裁判所の許可を得て、そういう摘発をやるわけでございます。その際に、中にいる外国人の方が正規か不正規かというのは実際に身分関係、居住関係、どういう在留資格でおられるのかということまでわかりませんと、ここで本来働いていい人なのかどうかということがわからないわけでございます。

ですから、例えば一般の永住者の方であれば、

あるいは定住者の方であれば基本的にどこで働くということに制限がございませんので、この方は

ここで働いておられるのは別に問題がないという

ことがわかりますし、そうでないことであればこれは適法に働いていないということがわかる、即座というのはそれがその場で確認ができるということでございます。

私どもが摘発をやります場合には、先ほど申しましたけれども、真夜中にやったり早朝にやったり

り、その確認のために次の日の朝まで待つとかなかなかそういう余裕はないわけでございまして、私どもの範圍に関してはやっぱり即座にそういうものを確認する必要があるということでございします。

○大森礼子君　今、ちょっと裁判所の許可とかとおっしゃいましたね。裁判所の許可を得てという言葉が耳に入って、ちょっとお声が小さいものであつて聞こえなかつたんですが、裁判所の許可を得

でどうされるとおっしゃったんですか。

○政府委員(竹中繁雄君) 裁判所の捜索の許可でございます。

○大森礼子君 それでしたら、それはあったら便利です、捜査官としては。だけれども、やっぱり事前の調査もされて当たりをつけて、それで令状もとつてということとやるわけでありまして、さつき局長みずからおっしゃったように、違反者がいないかということで町中へ係官が行って聞くわけではありませんから、それはやはりその捜査の

方を事前調査とかきちんとするべき問題なのではないかと思うんです。

それから、警察の方もどんな場合かというので、暴力団の構成員の中国人を偽装結婚で逮捕したんだが、これは不携帯が端緒となつたとあるんですけども、端緒でしたらこれはワン・オブ・ゼム、いろいろ端緒がある中の一つにすぎない。

確かに捜査側はあれば便利ですけども、便利だからといって全部利用しているわけではありませんで、むしろそういうことは捜査技術をもっと向上させるとか十分な事前調査をするとか、そう

いうことによって代替手段はあると思います。それで人が足りないというのであれば人をふやすこ

とを考えるべきではないかと私は思います。

まず、数を聞きましようか。先ほど千葉委員が聞かれたときに、警察の方がお答えになったんです。要するに登録証明書の不携帯の場合で検挙件数、人員ではなくて件数で、これは平成七年から言ったんですか、検挙・送致件数、平成七年三十、平成八年十七、平成九年二十一、平成十年十五、私がいただいた資料ではこうなっております。

それで、これは本来なら対応することなんですけれども、法務省の方にお尋ねいたします。この十三条違反で、六十二年に一つ改正があつて附帯決議がついたから六十二年から本当はずっと聞きたいんですけれども、わかる範囲で結構ですが、時間の関係もあるからとりあえず今から五年間さかのぼるだけで結構です。起訴件数、不起訴件数、これを教えてください。

○政府委員(松尾邦弘君) それでは、過去五年ということで平成六年から申し上げますと、起訴件数は、平成六年一件、平成七年一件、平成八年から十年まではゼロでございます。不起訴件数でございますが、平成六年が二十八、平成七年が二十五、平成八年が十一、平成九年が十五、平成十年が九というところでございます。念のため申し上げますと、これは警察からの受理とその年の処理ですから、統計的には必ずしも数字は合わないというところでございます。

○大森礼子君 わかりました。

こういうことで、もしこの目的というものが正規の在留者、特に不正規の方を摘発する手段、こういう考えであるならば既にその目的は失われているわけなんです。だから、どうしてこういう制度にそんなにこだわるのか。もちろん取り締まる側からしたら手段はたくさんあった方がいい。組織犯罪法とか通信傍受法とか、私が捜査官だったらそれは確かに手段がもたらうらしいけれども、人権との関係で果たしてどうかということでも十分審議をしなくちゃいけないわけです。永住者の方、一般、特別合わせて大体六十万と

わかりやすい数字で申しました。それから、規約人権委員会での報告に過去三年間、年間二十人未満でその検挙数は推移しているということで、六十万割ると、一人の検挙者のためだけだ迷惑をこうむるか比率を出したら一対三万です。三万といったら、私は岡山、備前市の出身ですが、この人口は三万に満たないんですけれども、一人の変な人がいるために市民全部に正当な備前市民であることを立証せよと、何かこれを義務づけているような気がしまして、本当にバランスを欠くと私は思います。

この制度が何でおかしいかというと、例えば一人の違反者を見つけたということは、即時見つける、即時やりたいんです、即時するために三万人に義務を課しているというこのアンバランスなんです。一人の発見のために三万人のそでない人を巻き込んでいいのか、こういう問題だと私は思うんです。

それから、この常時携帯義務ということをして日の方が嫌がるのはすくわかんんです。面倒くさいという以外にも、やはりそこには人権上問題がある。特別永住者の方も若い世代の方が育つておられます。日本人とどことが違ふんですか。将来国へ帰ることもないでしょう。私も友人がおりますけれども、まず言葉がわからないからもう日本にしか住めない、日本が好きだから住む、こういう方が多いわけなんです。言語の問題も生活本拠の問題もございます。なのに一生、これまでの統計でいうと年間二十人の迷惑をかける人間のために常時携帯義務が課されるという、こんなばかげた話はないじゃないかということになります。

それから、この制度が私は非常に嫌なのは、不法入国者等でない、つまり不正規の在留者でないというこの立証責任を正規に在留している人に転嫁しているような気がして仕方がないんです、見せろと。おまえ、正当な在留者だったら証明書を出して立証してみせろ、こういうふうな考え方が私はこの常時携帯義務の中に感じられて仕方がないわけでありまして。ですから、私はこれにつきま

してはやはり廃止を含めてもう一度考えるべきではないか、こういう考え方を持っております。ほかにまさきさんの質疑でよくわからないことがいっぱいあったんです。

指紋押捺、円委員が聞かれたことなのですが、再入国許可との関係で、過去において指紋押捺を拒否した方が再入国許可が得られませんでした。そういう時代がございました。それについて、やはりその人たちがこうむった不利益というものを回復すべきではないか、何か救済措置を考えるべきではないかということを円委員が質問されたわけなんです。それで、崔さんのケースを円委員が引かれまして、どう思われますかと。大臣は、お気の毒だと思ひます、ただ法治国家であるから法律によって処罰しなくてはならない、こういう趣旨のことをおっしゃいました。

これは順序が問題なんです。お気の毒だな、だけれども法治国家だから仕方がないんだといって済ますのか、あの当時は法治国家であつたから仕方がなかった、しかし今となつてはあの方たちが主張した指紋押捺制度というものはこうして時代の流れの中で廃止されたではないか、そうすると、冷静に考えると結局あの人たちの人権感覚というものは正しかったんだということになると思うんです。

そうであるならば、あのときは法律によってそういう不利益処分をしなければならなかったけれども、今の時代となつたら非常にお気の毒だから、これからどうするか、資格回復等をして何か考えてみようとか、こういうお考えは法務大臣、ございせんか。

○国務大臣(陣内孝雄君) 今の問題につきまして、確かに円委員に対してお説のような御返事をいたしました。お話を聞きますと大変お気の毒だなという気持ち私も強く持ったわけでございます。ただ、現在の法律の上では、そういうものに対して、引き続き日本にいなかったという意味合いから、再び特別に在留邦人に戻すということができないということになるわけでございますが、

入管法の枠内でこういう問題をどのように考えていったらいいのか、今お話を伺いながら救済措置としてどんな検討の余地があるのか考えてみる必要があるかなという気がいたしております。

○大森礼子君 積極的な御答弁ありがとうございます。

私たち日本人も本当に人権感覚というものは磨かなきゃいけないと私は思うんです。そうでないとやはり世界の国から笑われる。

千葉委員の質問のところでしたか、入管局長に対する質問で、平成四年の改正では永住、特別永住の方の指紋押捺制度は廃止されたけれども、それ以外の一般外国人については残った。そのときの理由としては、永住以外の外国人は定着性が認められないから家族事項の登録では同一性が確認できない。これについて、この間いかなる事情の変化があつたんですかと千葉委員のお尋ねがありました。

局長の答弁が、平成四年の改正のときには五年後に再検討することになった、五年たつてみたら特設問題なかったとか、こんなことを言われたんじや、たつてみてよりそのときに一生懸命考えてくれよと言いたいわけです。もともと問題がなかったから問題がなかったのかもしれせんよ。それから五年間各国の実情を調査したら指紋押捺制度をとっている国は少ないというんですけれども、これが理由となるためには、その前の改正時には多かつたけれどもこの五年間で減少したとか、こういう理由がないとこれ理由づけにならないんですよ。要請が出ていて、これはずっと出ていますね。

こんなことを見ますと、やはりこの指紋押捺制度というものがいかに人権を侵害する行為であるか。それについて普通の人、崔さんも普通のピノ弾かれる方です、そういう人が自己の不利益も顧みずやはり不当なものに対して闘う、これは一つの人権に対する闘いであると思ひます。だから、不利益を承知で闘って、その運動の中で今回国の考え方も変わって、そしてやっと指紋押捺制

度というものが全廃ですね、これ千葉委員おっしゃったように前回で廃止すべきであって経過を待たず、もういっしょに廃止してしまおうという流れがあるわけですね。そういう運動をされた方がいて初めてこうなったということですね。そして、まさにその運動された方が不利益を受けたままというの、これは放置しておいていいのかという気がいたします。

それで、やはりいろんな国の事情とかありますから、あのときはいいと思っていただけたけれども今となってはやっぱりおかしかったということも素直に認めればいいと思うんです。そうしないと、ますます私は日本というのは人権後進国になっていくと思います。

そういった意味で、大臣、法務大臣なんですから、自由裁量ですか、裁量権を持っている方なんです。何かこういふ方の救済ができないかどうか積極的に考えていただきたい。それでお互いの相互理解というものも深まる、私はこのように思います。大臣、お願いできますでしょうか。

○国務大臣(内閣府) 人権の問題につきましても、たびたび申し上げておりますようにこれはもう基本的に一番大事なことでございますので、そういう観点からいろいろ問題を考えたいかなきゃいけないと思うわけでございます。ただいま委員からいろいろお話ございました。ひとつ参考させていただきたいと思っております。

○大森礼子君 さっきの補充の質問をしているうちにどんどん時間がたつてしまつて、でもきつとやりたいと思います。

それから、同じく千葉委員の先ほどの一般外国人について、家族関係ですか、登録とか署名で役立つのかという点について、これは局長が答弁されたんですか、今ニューカマーというのがあるから、それで日本人の配偶者もふえているから家族で確認できる、こういうことをおっしゃいましたね。これ間違いないですか。イエス、ノーで結構です。

○政府委員(竹中繁雄君) 若干数字を申し上げます

と、そういう家族事項でもって同一性を確認できる可能性のある人、一〇〇%できるかどうかかわかりませんが、可能性のあるカテゴリーの人たちがどういふ方方をしたかということをお願いいたします。

我々の言葉で日本人の配偶者等というカテゴリー、それから定住者、それから家族滞在、このカテゴリーで、平成四年の段階で三十七万七千という数字でございましたが、最近の平成十年十二月で出した数字で見ますと、この三つのカテゴリーを足した皆さんの数が五十四万二千というふうに非常に大きな数字になっております。これが私が先ほど申し上げたことに對する数字的な裏づけでございます。

○大森礼子君 やっぱ人が入ってくるようになりますと、特に今の若い方はおつき合いか自由ですから、そういう結婚とか婚姻関係とかできるんだと思うんです。これが一つの傾向である。だから一般の外国人についても指紋押捺でなくともいいという根拠になっている、これはもう確たる事実だと思ふんです。

一方で、日本人を配偶者等とする人がふえている。それは中には正規な方とは限らないと思ふんです。ある期間がたつたらその在留期間が切れちゃう場合もあるわけでありまして、在留期間が切れたからはいきよなら、これは余りにも薄情な話でありまして、そういう関係があったからまた在留するということもあると思ふんです。な

のに、外登法の方ではそれを一つの事実として引用しながら、入管法では、一たん強制退去の人が入るのに一年から五年に延ばすんですね。ちょっとバランスがとれてないのではないかと思ふんです。人間が住むということ、そこにいろんな生活の基盤、人間関係もできますし、男女の関係もできますし、なにに一年を五年にばんとするといふことは実態と合っていないんじゃないか、非常に過酷なやり方ではないかと思ふんですが、局長、いかがでしょうか。

○政府委員(竹中繁雄君) 基本的な発想といたし

ましては、正規の外国人の方に対する負担はなるだけ軽減できるものは軽減したいということでございますし、一方におきまして、不法な状態で法を犯して日本に滞在している人間、これに關しましてはその数がふえて新聞等でもよくにぎわしているとおりでございまして、いろんなところからもう少しきつちりと対策をとれないのかということをおっしゃっております。そういう者に対してはきつちり対応する。両者相まって一つのバランスのとれた入管政策がとれるのではないかと、このように考える次第でございます。

○大森礼子君 これは通告している事項なんですけれども、入管法の方に行きます。被退去強制者に対する上陸拒否期間を一年から五年に延長する理由として提案理由説明でこう言っているんです。「近年、不法残留等我が国からいったん退去強制された外国人がその後再び本邦に入国し不法残留等により再度退去強制されるという事例が増加しており、こうした状況に適正に対応するため」と、こういうわけなんです。

一たん退去強制された、その後再び本邦に入国し、これ不法入国とは書いてありません。その後「不法残留等」と書いてありますから、また正規に入国して、それでその結果不法残留になった方、これをまず念頭に置かれてるように文章上は読めるんです。

だから、全部こういう人が最初から不法残留を目的として入ったかどうかはわかりませんし、極めて単純なパターンで決まっています。そのために一年から五年というのはちょっと過酷過ぎるのではありませんか。退去強制された人でも再び入国できる状況であれば入国してもいいと思ふんです。それから、こういう人が全部不法残留を目的として入国したとは言えないと思ふんです。そこら辺の実態についてどういふふう把握しておられるのか。そういう事例が増加していると言ふんですけれども、この増加を示すような統計があるのでしょうか。大体でもいいんです。

○政府委員(竹中繁雄君) 基本的な発想といたし

しておりませんでした。では、その数字はこの次に聞きますから、その数字を除いたものを答えてください。

○政府委員(竹中繁雄君) 私どもがベースにした数字は、退去強制手続をとった人間、去年でいいますと全部で四万四千という数字でございました。その中で前に既に一回退去強制している人間がいるかどうか。これは私どもはデータのチェックをいたしまして、そういうことをいつも調べているわけでございますけれども、その数字が最近年々上がってきているということでございます。

したがって、私どもが言っておりますリピーターといふんです。これは全部一回以上退去強制の処分を受けた人間でございます。その数字がふえてきているということでございます。

○大森礼子君 ちょっと質問があとこちに行つて済みません。警察の方にも来ていただきました。常時携帯義務違反の検挙件数は先に千葉委員が聞かれましたので同じ質問です。それから尋ねないわけですが、先ほど千葉委員に対する答弁の中で、検挙件数を挙げられた後に、提示要求をした数は調べていないとおっしゃったのでした。ちょっと確認させていただきます。

○政府委員(金重凱之君) 提示要求をしたということについての答弁を先ほどさせていただいたわけではございません。

○大森礼子君 そうでしたら、これは通告してないのだからいいということで結構なんです。検挙数は先ほど平成七年から平成九年の数を挙げたので、すくなく少ないです。規約人権委員会での報告のとおり二十人未満で推移しておるんです。

それから、これまでの附帯決議の中で強調してこられたのが、外国人登録証の携帯制度については運用のあり方を十分考えと、運用の問題にしているんです。六十二年にも一回附帯決議がつきました。それから、平成四年に附帯決議がつきました。そして、これに対応して検挙件数が減っております。これは国会の附帯決議を十分考慮してくれたのだなということで評価する面があるので

指紋制度が全廃されます。指紋押捺制度というのは、同一性の確認といっても即時にはできないわけですから、考え方によったら、まず常時携帯義務で即時にして、悪い言い方をすれば引張っておいて、それからじっくり指紋照合してという形になるのかなと思うんです。しかし、捜査

住関係及び身分関係を現場において即時に確認する手段を確保するために採用されている、しかし本制度についても運用のあり方も含め適切な解決策について引き続き検討する、こういう報告がなされていくんです。運用のあり方も含めと。だからこれは、運用というのは一つの検討事項でありまして、適切な解決策について検討する、こういう姿勢なんでしょう。これに対してこの委員会の方は、これは規約に反すると言っているわけで

とも、この常時携帯義務を課して、刑事罰を科す外国人登録法は、規約第二十六条に適合しないとの最終見解を示した意見を再度表明する。委員会では、そのような差別的な法律は廃止されるべきであると再度勧告する。」と、二回言われているんだ。

から、気づくものであればここで気づかなきゃいけないと思うんです、時期的に見まして。先で検討するんだしたら今検討すべきじゃないかと私は思うんです。

この後は二〇〇二年ですか、第五回の報告。この規約委員会の方に私の顔も三度までというものが通用するのかわかりませんが、この次はどんな報告を持っていくのでしょうか。まさにこの勧告をこの改正のときに検討すべきだと思ふ。その結果、大臣がもう同じ答弁を繰り返すという事は、日本の場合にはこれはもう二〇〇二年の時点でも変わっていないのではないかと思ふんですが、大臣、変わる余地があるんですか。

○国務大臣(内閣府) 現状において検討の結果はといえば、従来どおりの外登記にかかわる取り扱いは継続すべきであるというのが結論でございます。

今後、五年ごとの見直しのときまででどうなるかということですが、この点についてはまたさらに検討を深めていく必要はあるのではないかと、こういうふうな思っております。

○大森礼子君 向こうも再度表明すると、強い態度なんです。ちょっと質問しにくいのは、この改正案をやったときは前の中村法務大臣のときだったもので、内閣府法務大臣じゃないから、どういふふうな検討したんですかと言いたいところはあるんですが、しかし、この法案が出たのはやはり内閣府法務大臣のときですから、行政の継続性ということで大臣にお聞きするしかないですね。

二度の勧告を受けて、それでも変えなかった。これは次へ行ってまた同じことで再度勧告するんじゃないと言われたら、日本人として非常に恥ずかしいと思ひます。人権感覚がないのかということ。いや、そんなふうにおっしゃるけれども、日本では常時携帯義務についてはこういうふうな合理性があるんだと、むしろ反論してもらいたいと思ふんです。反論できますでしょうか。

ここでのやりとりというのは、この勧告に対し

でどういう考え方をとるかということ、これは公の場ですから、二〇〇二年のカウンタースポットになるかもしれないし、むしろ私は自信を持って、いや委員会は言うけれどもこういう事由があるんだというのであれば、合理性、必要性を説得力を持って説明していただきたいと思うんですが、大臣、それはおできになりますか。

○国務大臣(内閣府) 現在の我が国の不法入国者や不法残留者が多数存在し、これがいろいろな社会、経済、治安等の上で懸念材料になっていることを私も踏まえながら、これまで国際人権規約委員会に対しては再三述べたところでございますが、理解を得るところには至らなかった。今後、そういう状況を踏まえて、さらにどういう取り組みをしたらいいのか考えていかなきゃならぬ、このように思っております。

○大森礼子君 委員会の方に理解を得るに至らなかったというんですが、理解できないから、こういうふうな再度勧告されているのではないかと私は思ひます。

もう時間がなくなりました。済みません、いっぱい通告してながら、これは十分審議させていただきたいと思ひますので、次回に質問させていただきます。

一つ、入管法改正の趣旨の中で、不法入国者が再び増加傾向に転じたとあるわけですね。この前の改正は一体何だったのか、役に立たなかったのかと思ふんですが、それは次回質問するつもりとして、要するに不正規の在留者がふえて困った状況にある、だから今回の改正をするんだという趣旨だと思ふんです。それで、不正規な在留者と正規な在留者を区別する、これが一つの常時携帯義務の根拠であるならば、これから常時携帯しているかどうかのチェックをふやすということとは非常に有効な手段ではないかと思ふんです。そこはどうなんですか。

一方で不正規の人がふえている、その中でこの常時携帯義務の扱いというものの、検挙件数の見通しでもいいです、提示要求行為の見通しでもいい

です、これはこれからふえていくと思われるのか、減っていくと思われるのか、いかがでしょうか。これはどなたでも結構です。

○政府委員(竹中義雄君) 委員御指摘のとおり、不法入国者等については、今回の改正による不法在留者の新設も含め、厳格に対応していく所存であります。外国人登録証明書の提示については、平成四年の衆参両院法務委員会の附帯決議の趣旨を踏まえ、例えば外国人であるというだけで画一的、機械的に登録証明書を携帯しているかどうかを確認するような運用を行わない等、常識的かつ弾力的な運用がなされているところであり、今後も引き続き同様の対応がなされるものと考えております。

○大森礼子君 これは最後の質問になると思ひます。六十二年、平成四年に衆参で附帯決議を出しています。規約人権委員会の勧告、二回にわたる勧告です。これを考えるならば検挙件数はより減っていくんだらうと思ひます。そうしたら、前提となる提示要求行為、これ自体も減っていくんだらうと思ひます。

それで、前提となる提示要求行為、見せてくれるというこの運用について、人権上の配慮をする、適正な運用をすると言ひながら、すべての永住者、特別永住者の方に依然として従来と同じ義務を課している、それから従来と同じ刑事罰で威嚇するというのは、これは矛盾した態度であると私は思ひます。

それは運用する側から、いやそんなに厳しくしないからいいじゃないかと言われても、保証は何にもないわけですが、義務を課せられた者については、こんな場合はいいんだよ、こんな場合はだめだよ、こういうふうな法律で決めてくださればまじいけれども、幾らそちらがいいと言っても、運用ですから、法律の根拠はありませんから、義務を課されている者の負担というものは、心理的負担、物理的負担もあるかもしれませんが、これは何ら軽減するものではありません。

私は、運用によって適正に図っていくという考えはもうやるべきだと思う。運用者側の考え方ではなくて、幾らちゃんと言っていますと云っても、義務を課されている側は、いつどんなふうにも聞かれるかわからない、常に持っている必要はないわけでしょう。むしろこんな場合は持つていなくていいと示していただきたいと思ふんです。

運用のあり方を配慮するというのは、こういう義務を課されている人にとって何ら負担を軽減するものではないということをお願いして、とりあえずきょうの質問を終わらせていただきます。

○橋本敦君 今回の改正によりまして指紋押捺制度を廃止されるという事態を迎えるに至りましたが、このこと自体はもちろんだ然ることであります。ここに至る過程で、みずから人格の尊厳、あるいは人権をかたく守るという決意で指紋押捺強制に反対をし、その苦難を乗り越えた人たちが、またそれを支えた多くの人たちの運動があったということ、また国会でも、そうした運動を背景にしながら、人権を守るといふ我が国行政の前進のためにこの指紋押捺制度について廃止に向けて議論を行ってきた、そういった経過があったという事は、これは極めて重く受けとめるべき今日の問題だと思ひます。その点、大臣の御所見はいかがですか。

○国務大臣(内閣府) これまでの指紋押捺制度をめぐるいろいろな御努力、経緯、それは十分しっかりと受けとめた上で、これから人権擁護問題については考えていかなきゃならないと思っております。

○橋本敦君 振り返って見ますと、占領下、外国人登録令がつけられたわけですが、そこでは指紋押捺制度がなかった。ところが、指紋押捺制度として出てきたのが一九五二年、いわゆる平和条約発効で外登法ができたとき、こうなったわけですね。その外登法ができて、外国人登録令にはなかった指紋押捺制度が持ち込まれたのは、その法制定を契機にしてまさに在日外国人の皆さんに対

する管理体強化ということがその当時の基本的な柱であったように思いますが、入管局長、どうですか。

○政府委員(竹中繁雄君) 当時、指紋捺捺制度が導入されたのは戦争直後の混乱の時期でございまして、韓国から来られた方の入れかわり、人間の入れかわりのケースが非常にふえて、これは何とかしなきゃいけないと。そのためには同一性を確認するのに一番いい制度は指紋捺捺制度だということでこの制度が導入された、このように承知しております。

○橋本教君 おっしゃったとおり管理、取り締まりが基本的な目的であったということなんです。

その当時非常に私が注目したのは、日本人に対してはもちろん指紋捺捺強制制なんかないわけですね。ところが、一九五〇年代に国民指紋法構想というのが出されて、各自自治体で日本人に対しても指紋捺捺を進めるといふ動きが起ってきたことがあったですね。そのときに注目することですけれども、一九五二年一月に地方自治庁、今の自治省ですが、その自治庁が「条例で指紋捺捺を強制することの可否について」、こういうことに対する回答を先例として出しているんですが、そのときに、地方自治行政課長の全国自治体警察連合事務局あての回答はどう述べているかといふと、条例が犯罪捜査以外の目的のために制定されるものであるとするならば、事柄の性質上、指紋の採取に必要の義務を課することが行政目的を達成するために必要不可欠であり、かつ必要最小限度の自由権の制限であるかどうかについて慎重な検討を加える必要がある、一般的には消極的に解すべきである。つまり、人権侵害だから消極的に解せよ、そういう条例はだめだよ、こういう回答をしているわけですね。

これはまさに日本の国民に対しては、人権を守る上から指紋捺捺の強制など許されないよということはこの五二年のときには言っているわけですね。その同じ年に在日外国人の皆さんには、おっ

しゃったようにそのときの情勢から管理、取り締まりを基本に指紋捺捺強制制度が出された、こういうことです。だから、そもそも出発のときから日本国民との間の差別という原点的な印を打ってこの問題は出発してきたわけですね。もう出発のときからそういう意味では深く人権にかかわる問題として問題を持っていたわけですね。

そこで、外国の例ですが、法務省の調査によりまして、外国人一般に指紋捺捺義務を課している国が日本を除いて二十五あるという表があるんですが、例えば韓国、香港、フィリピン、アルゼンチン、チリ、コロンビア、メキシコ、ベネズエラ、パラグアイ、それからアメリカ合衆国、ヨーロッパではスペイン、ポルトガル、先進的国々と言われる中では非常に少ない。

これで問題なのは、自国民にも指紋捺捺義務を課している、そのために外国人にも指紋捺捺の義務を課しているというのが大半なんです。自国民には指紋捺捺をさせないけれども、しかし外国の皆さんには指紋捺捺をさせるという国は日本だけなんです。法務省、御存じですか。

○政府委員(竹中繁雄君) ちょっと昔のことは今資料を持ち合わせておりませんけれども、最近の状況では、先進国で外国人にだけ指紋捺捺の義務を課しているという国は非常に少ないと承知しております。

○橋本教君 ないんですよ。アメリカでも指紋捺捺義務は自国民には課していないけれども外国人に課しています。御存じのように、アメリカの国籍法は出生地主義ですから、そこで生まれた外国人の子供はもうアメリカ国籍が取得できますから、指紋捺捺義務には該当しないですよ。日本のように、日本で生まれたら子々孫々にわたって指紋捺捺義務が課されるという特異な人権を侵害する国というのは、世界でも例がないと言っていいんですよ。

ここに一つ例があるんですが、この指紋捺捺を拒否するという勇氣ある行動をとられた韓さんという方がいらっしゃるわけですが、その方がどう

言っているのかというところ、

いままでも何度となく、指紋を押してきました。しかし、考えてみると、私の子も孫も同じように押しつづけることになりました。私は、子孫にこれといって残してやれない代わりには、指紋を採らなくて済むようにぐらいいは、してやれないかと思っただけです。最近、日本では「国際化だ」とか、「国際人権だ」とか、さかんに叫ばれています。指紋が残っていることは、それと矛盾するように思えてなりません。

こうおっしゃっているんですね。まさに私は、そういう日本における外国人取り締まりの特殊体質が人権侵害としてずっと残ってきたというように言わざるを得ないと思うんです。

そこで法務省に伺いますが、この外国人登録法違反、指紋捺捺拒否ということ、最近の検挙件数はほとんどないと思うんですが、統計はどうなっていますか。

○政府委員(松尾邦弘君) 外国人登録法違反については、先ほどもお尋ねがありました、統計としては罰金三万の統計はございません。ただ、今回の改正等の経緯がありまして、全国の検察庁に対して調査を実施いたしました。それで平成元年から十年間を調べてございます。

平成元年から五年までの間に登録証不携帯罪で起訴されました件数は四十一件、提示拒否罪の起訴はないということがわかっております。平成五年以前に起訴されました事件の裁判結果の方でございますが、これはその以前のもは把握しておりませんが、六年以降に起訴されたものは三件ございまして、三件の事件について申し上げますと、一件は不携帯罪と常習累犯窃盗、これで懲役三年、罰金八万円。もう一件は不携帯罪と軽犯罪法違反、罰金十万円及び拘留二十日。残り一件は提示拒否罪と覚せい剤取締法違反、懲役一年二月というところになっております。

○橋本教君 最近では減ったということはわかりました。それでは、この指紋捺捺強制制度ができてから、今おっしゃった平成元年以降はわかりましたが、それまでの長い間に指紋捺捺拒否を理由として起訴されあるいは逮捕された、そういった件数のすべての資料はありますか。

○政府委員(松尾邦弘君) ただいま申し上げましたとおり、外登法上の罰金三万の統計はとっておりませんが、個々にお答えするというのはまた調べないといかぬと思いますが、古い件数になりますと果たして正確な調査ができるかどうか確信がないところでございます。

○橋本教君 大変な苦難を経てこの問題のもとで検挙され裁判を受けたという方もたくさんあるんですが、そういう資料が正確に出ないというのも、行政として在日外国人の皆さんを含め国民に対する人権を守るといふ立場からいって私はやっぱり問題だと思えます。

先ほど法務大臣は、この指紋捺捺制度がなくなったということに関して、再入国の問題あるいは裁判を受けてその結果不利益を受けた問題、そういうことに対しては適正な補償を含めて検討する必要があるということをおっしゃったんですが、私も全く同意です。その前提として、法務省としては、指紋捺捺拒否に關してどういふ事件がどれだけありどういふ不利益をどれだけこうむられた方があるかというところをわける範囲でまず正確な調査をして、その上でそういう人たちに對して国の行政として今何をなすべきか、このことを検討する必要があると思いますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(陣内孝雄君) お答えする前に、ちょっと私の意が、表現が不十分だったために伝わっていないのではないかとこの心配がございまして、私が申し上げましたのは、指紋捺捺制度が今日に至るまでの間いろいろな経緯があった、そういうことを踏まえて、これからは人権問題に慎重に十分考えながら取り組んでいくべきだということをおっしゃったわけでございます。

そして、今の調査のことにつきましては、いろいろ問題を解決するためにはやはり必要な資料の収集、分析、それからそれに基づく判断が大事だということはおっしゃるとおりでございますので、そのような取り組み方をしなきゃならないと思います。一方、先ほど刑事局長が申し上げましたような事情もありますので、その辺を踏まえながら努力してまいりたいと思っております。

○橋本敦君 善処してもらいたいと思います。

私は、この指紋押捺問題について大変注目している判決があるんですが、それは京都在住の尹昌烈さんという方が指紋押捺拒否の問題で裁判を起こされて、国家に対して損害賠償請求をやらされた。一番で敗訴されたんですが、大阪高裁が一九九四年、平成六年十月二十八日に判決をいたしました。この中で言っていることは私は今日でも非常に重要だと思うんです。

指紋ということについては、指紋を媒介として個人を識別する、そういうものですから、指紋を他人に察知されることによって他人に知られたくない生活上の事実の秘匿が危険にさらされる結果となる。そうすると、みだりに指紋押捺を強制されない自由、これはプライバシーないし自己に関する情報をコントロールする権利の一つであって、国民の幸福追求権を定めた憲法十三条によって保障されていると解せられる。つまり、みだりに指紋をとられない自由というのは我が憲法の十三条で保障されているんだということを裁判所がはっきり言っておるわけです。

そしてこの問題について、さらにこの裁判では、十三条ということが同時に、従来指紋が犯罪捜査に重要な役割を果たしてきたため、指紋を強制されるということでは犯罪者扱いされたような侮辱感、不快感ないし被差別感を覚えがちであるから、そのとおりですね、だからみだりに指紋押捺を強制することは、個人の尊厳を傷つけるという意味においても、憲法十三条によって許されないと明確に判断している。私はそのとおりだと思います。だから、よほどの合理的理由と合理的必要性

がない限りは違憲なんです。そもそも、憲法違反だ。

そういう点で、我が国の指紋押捺制度の経過を見てみますと、いろいろ批判もあり、そして特別在留許可を受けた皆さんにはなくしていくとか一回だけにするとかいうような経過も経てきたわけですが、それはやっぱり人権を守れということの中でそういう経過が出てきたわけです。

しかし、この裁判所の判決では、そういう経過を経てきたけれども、少なくとも控訴人ら平和条約国籍離脱者に対して指紋押捺を強制することは、人権を制限する必要性が十分でないという点で憲法十三条に、国民との間で不均等な、日本国民との間で、取り扱いをする合理的な根拠が乏しいという点で憲法十四条に違反するのではないかと疑うに足る状況にあったと考えられるという判決をしている。

私は、これは非常に大事な判決だと思うんです。だから今度指紋押捺制度を廃止されたということは、我が国に在留する外国人の皆さんの人権を守るという、我が国自身が我が国の憲法に基づいた正しい行政をやっていくという上でこれは非常に大事な課題であったというように私は理解すべきだと思うんですが、大臣、そう理解して当然でしょう。

○国務大臣(陣内孝雄君) 今、お話を伺いながら、なるほどなというふうな感じを受けたところがございます。

○橋本敦君 次に、同僚委員からいろいろ指摘されましたが、常時携帯義務の問題に移していきなさいと思います。

私も、この常時携帯義務は、今回これをなくするというところでやっとほしかったと痛切に思っております。この問題については、先ほどから議論がありますように、もう既に一九九八年十一月十九日の日本政府に対する勧告の中で明確に、「外国人永住者が、登録証明書等を常時携帯しないことを犯罪とし、刑事罰を科す外国人登録法は、規約第二十六条に適合しない」との最終見解

を示した意見を再度表明する。」ということ、再びこういう厳しい勧告が出てくるわけです。

ここで言う二十六条というのはどう書いてあるかといいますと、言うまでもありませんが、「すべての者は、法律の前に平等であり、いかなる差別もなしに法律による平等の保護を受ける権利を有する。」これは国際人権規約です。明確です。ですから、このために法律は、こういうあらゆる差別を禁止する、そしてまた政治的意見で差別してはならないし、国民的もしくは社会的出身、出生または他の地位等のいかなる理由による差別に対しても平等のかつ効果的な保護をすべての者に保障すると、はっきり書いてあります。

だから、そういう意味で、国際人権規約からいっても、今日国際的な時代だ、あるいは条約を大事にする、国際関係を大事にする、こう言っている我が国が、ここまで二十六条ではっきり示されるこの問題について、本当に国際的な立場で日本が筋を通すならば、直ちにこれをやめろという方向で政府自身も議論を積極的に起こすべきじゃありませんか。この国際人権規約をどう考えていますか。

○国務大臣(陣内孝雄君) 国際人権規約そのものは、私どもは尊重しなければならぬと思っております。

今度の報告についての私ども政府としての考え方は、これまで申し上げましたように、いろいろな形で時間をかけて検討してきた結果、現在指紋押捺制度については御案内のようでございます。また、その他の外登録の携帯・提示等については、従来どおりの法の仕組みがいいという結論に達したわけでございます。それぞれ勧告なり懸念を受けて誠心誠意対応しているつもりでございます。

○橋本敦君 今の答えは全く納得できません。国会での法務委員会、衆参における附帯決議でもこの問題についてはかねてから、もう詳しく言いませんけれども、検討を求めてきたことでしょう。附帯決議がなされたときに大臣は、陣内大臣じゃ

なくても、歴代法務大臣は附帯決議を尊重するとみんなおっしゃっている。ところが検討はしていないんです。

結論は、その方向はだめだということが言われているだけであって、本当に真剣にこの問題が省内で検討されたという形跡が見当たらないのが私は残念です。検討しているとするれば、具体的に省内にこういうプロジェクトチームをつくり、こういう委員会をつくり、あるいはこういう識者を集めて検討するという誠意を示すべきだと思います。今後、検討するつもりはありますか、ありませんか。大臣、いかがですか。

○国務大臣(陣内孝雄君) これまでもずっと対応してまいったわけでございますが、この問題はこれから検討は続けていかなければならない、このように思っております。

○橋本敦君 これまでも検討してきた答えがさっきあなたが言ったようにだめだという答えなんだから、これからそうじゃなくて、これだけ国際的に問題になり国会で議論になっている、真剣にこれを受けとめて、積極的に前向きに検討する姿勢でやれないんですかという質問ですよ。検討するというのはどっちを向いて検討するんですか。まさか後ろ向きじゃないでしょう。

○国務大臣(陣内孝雄君) もちろん規約の趣旨を体して検討していくというわけでございます。

○橋本敦君 どうもこの点が私は残念でなりません。大臣、日本の行政に対して裁判所がどう言っているか、もう一つ例を挙げましょう。

下関の趙さんという方が一九八六年、山口地裁に裁判を起こされて、その控訴審判決が一九九〇年十一月二十九日、広島高裁でありました。その判決の中で裁判官がこう言っています。

在日朝鮮人が、その歴史的経緯により日本において置かれている特殊の地位にもかかわらず、日本人が憲法ないし法律で与えられている多くの権利ないし法的地位を享有し得ず、法的、社会的、経済的に差別され、劣悪な地位に置かれ

ていることは事実であるが、右は在日朝鮮人が日本国籍を有しないためではなく、主として日本の植民地支配の誤りにより在日朝鮮人が置かれた立場を顧慮せず、日本人が享有している権利ない法的地位を在日朝鮮人に与えようとしなかった立法政策の誤りに由来する。

○最高裁判所長官代理者(金鑑誠志君) お答え申上げます。
平成十一年度の司法修習生採用選考要項、これはことしの春、司法研修に入った司法修習生の採用選考要項でございまして、この要項は毎年定め

きない、選考要項の欠格事由に日本国籍を有しない者であるからだめだという話があって、厳しい世論の批判を受け、運動なされた皆さんの成果もあって採用されまして、立派に弁護士になられました。私も弁護士ですが、我々弁護士会にはこんな国籍条項はありません。

○橋本教君 国籍問題に関連して、開かれた方向に我々自身が進むためにも多くの課題があります。

○橋本教君 国籍問題に関連して、開かれた方向に我々自身が進むためにも多くの課題があります。

最高裁に一つお伺いしたいのは、一九七七年に金敬得君が司法試験に合格されまして、司法修習生の任用で問題になりました。しかし、そのとき最高裁は、初めは外国人であるからこれは採用で

きない、選考要項の欠格事由に日本国籍を有しない者であるからだめだという話があって、厳しい世論の批判を受け、運動なされた皆さんの成果もあって採用されまして、立派に弁護士になられました。私も弁護士ですが、我々弁護士会にはこんな国籍条項はありません。

○橋本教君 運用によって認めていらいっしやるんですが、この選考要項の欠格事由で日本国籍を有しない者であるのを、今おっしゃったように最高裁が相当と認めた者を除くという一歩後退した規定じゃなくて、全面的に日本国籍を有しない者というそのこと自体をなくす方向で検討していただきたいというふうに私は思います。

○橋本教君 運用によって認めていらいっしやるんですが、この選考要項の欠格事由で日本国籍を有しない者であるのを、今おっしゃったように最高裁が相当と認めた者を除くという一歩後退した規定じゃなくて、全面的に日本国籍を有しない者というそのこと自体をなくす方向で検討していただきたいというふうに私は思います。

○橋本教君 運用によって認めていらいっしやるんですが、この選考要項の欠格事由で日本国籍を有しない者であるのを、今おっしゃったように最高裁が相当と認めた者を除くという一歩後退した規定じゃなくて、全面的に日本国籍を有しない者というそのこと自体をなくす方向で検討していただきたいというふうに私は思います。

○橋本教君 運用によって認めていらいっしやるんですが、この選考要項の欠格事由で日本国籍を有しない者であるのを、今おっしゃったように最高裁が相当と認めた者を除くという一歩後退した規定じゃなくて、全面的に日本国籍を有しない者というそのこと自体をなくす方向で検討していただきたいというふうに私は思います。

○橋本教君 運用によって認めていらいっしやるんですが、この選考要項の欠格事由で日本国籍を有しない者であるのを、今おっしゃったように最高裁が相当と認めた者を除くという一歩後退した規定じゃなくて、全面的に日本国籍を有しない者というそのこと自体をなくす方向で検討していただきたいというふうに私は思います。

うんですけれども、実は検察審査会法、この検察審査会というものは、これは言うまでもありませんけれども、公訴権の実行に關して民意を反映させるといふ制度からできているわけですね。検察の公訴権の執行について民意を正確にしかも正しく反映してやるという民主的な制度ですから、非常に大事な制度です。したがって、その検察審査員にどういふ方が任命されるかというのは、民意を反映するといふ立場でこれは合理的に考えなくちゃならぬ。ところが、この検察審査会法第四條によりまして、「検察審査会は、当該検察審査会の管轄区域内の衆議院議員の選挙権を有する者の中からくじでこれを選ぶ、こうなっていますから、そうしますと、外国人は一切入れないわけ

今、在日外国人の皆さんでも地方公務員に採用される、あるいは地方で納税されていますから、同時に選挙権を取得するのは当然だという運動が起こって、選挙権付与の運動だって進んでいるわけですよ。ところが、この検察審査会法第四條は、衆議院選挙権を持っていなければ選ばれないよ、こういうわけですから、これはやっぱり差別条項の一つに該当すると思つて、僕も思つて、だから、国際人権規約からいいますと、そしてまたこの問題についての合理的な理由からいって、もうこの規定で在日外国人を選考から差別するといふそのこと自体の合理性はもうないと思うので、これの検討をすべきではないかと思つて、いかがですか。

○政府委員(松尾邦弘君) 公訴権の実行に關して民意を反映させる、そのことによって公訴権の執行の適正を図るというために設置されました検察審査会というものでございまして、これを構成する検察審査員は、国の統治権の一つであり、また公訴権の行使を審査いたしました。その可否につき議決を行うとされております。その議決書は本送付を受けました地方検察庁の検事正は、その議決を参考にしまして公訴を提起すべきものと

○政府委員(松尾邦弘君) 公訴権の実行に關して民意を反映させる、そのことによって公訴権の執行の適正を図るというために設置されました検察審査会というものでございまして、これを構成する検察審査員は、国の統治権の一つであり、また公訴権の行使を審査いたしました。その可否につき議決を行うとされております。その議決書は本送付を受けました地方検察庁の検事正は、その議決を参考にしまして公訴を提起すべきものと

○政府委員(松尾邦弘君) 公訴権の実行に關して民意を反映させる、そのことによって公訴権の執行の適正を図るというために設置されました検察審査会というものでございまして、これを構成する検察審査員は、国の統治権の一つであり、また公訴権の行使を審査いたしました。その可否につき議決を行うとされております。その議決書は本送付を受けました地方検察庁の検事正は、その議決を参考にしまして公訴を提起すべきものと

○政府委員(松尾邦弘君) 公訴権の実行に關して民意を反映させる、そのことによって公訴権の執行の適正を図るというために設置されました検察審査会というものでございまして、これを構成する検察審査員は、国の統治権の一つであり、また公訴権の行使を審査いたしました。その可否につき議決を行うとされております。その議決書は本送付を受けました地方検察庁の検事正は、その議決を参考にしまして公訴を提起すべきものと

と同法で定められております。

○橋本教君 最後、今の答弁は、日本政府も批准をした人種差別の撤廃に関する国際条約を踏まえると、それでいいかどうか問題ですよ。この条約の第五條の(二)項にどう書いてあるか。「政治的権利、特に普通かつ平等の選挙権に基づく選挙に投票及び立候補によって参加する権利、その次に、「国政及びすべての段階における政治に参与し並びに公務に平等に携わる権利」。これはまさに人種差別の撤廃に關する基本条約で、外国人であつても公務の適正な運用に對して適正に意見を反映する機会があつてよろしいという考えからできているわけですよ。日本政府はこれを批准しているんですよ。ですから、今の刑事局長の答弁はその点で納得できませんが、時間が来しましたので次回に譲ります。

○橋本教君 冒頭、則定衛さんの事件についてお聞きいたします。

先日、給与とは別に口座があるということをお明していただきましたが、これは東京三菱銀行霞が関支店の当座預金口座ということよろしいですか。

○政府委員(松尾邦弘君) 前回そのようにお答えしたとおりでございます。

○橋本教君 十二日に調査結果を発表されましたけれども、口座は土、日にチェックをされたのでしょうか。

金曜から月曜にまたがっているというようにお考えいただきたいと思ひます。

○福島瑞穂君 その口座は、この法務委員会でも名前が出ました佐藤章さん、松田さん、その関連会社からの振り込みはあったのでしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) ただいまの口座でございますが、お尋ねは、この口座を利用しました小切手の振り出しとその現金化ということにかかわるものだと思いますが、その点につきまして、口座を精査いたしました。当該小切手が振り出された前後を調査いたしました。今お尋ねの両氏、S氏とM氏ということになっておりますが、その両者からの振り込み等、出所不明な入金は一切認められませんでした。

○福島瑞穂君 前後ではなく、例えば佐藤章さんから、知り合った以降という点についてはいかがですか。

○政府委員(松尾邦弘君) お尋ねです。口座が開設された経緯等を御説明いたしますと我々の調査の内容もまたおわかりいただけるかと思ひますので、若干付言いたします。この当座預金口座、これは則定氏が昭和四十七年に開設したものでございます。その経緯は、同氏はそれまで外務省に出向いたしまして在外公館に勤務しておりました際にパーソナルチェックを活用したことがございます。その後、帰国後このパーソナルチェックというのが非常に便利なものであるというふうな考えでおったようございまして、衣類とかあるいは自動車等の購入に当たって小切手を利用するということでこの口座を使っていたわけでございます。

それで、お尋ねの問題の女性との関係で支出されました金額でございますが、前回も御報告しましたとおり、平成六年十月ころに五十万円及び三十万円、二回にわたりまして合計八十万円がこの口座から支出されております。

先ほど申し上げましたとおり、この前後についてはもちろん、これに関連するといひますか、S氏やM氏等、出所の不明な入金は一切認められな

かったわけでございます。この口座の開設以降現在までも、念のため、基本的にはこれは個人的な口座でございますので問題はあったわけでございますが、事案の性質上、それをチェックさせていただいた結果、そうした出所の不明な入金は一切ございませんでした。こういう趣旨でございます。

○福島瑞穂君 出所不明かどうかではなく、開設以降、佐藤章さん、松田さんと知り合った以降、その関連会社からの振り込みがあったかどうかについてお聞かせください。

○政府委員(松尾邦弘君) それもないという趣旨でございます。

○福島瑞穂君 女性は、則定さんが払ったのは三十万円、残りの八十万を佐藤さんが払ったというふうな言っていますが、女性の証言をなぜ採用しないのでしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) この間の経緯につきましては、私も私としては、関係者といひますと則定氏、それからS氏、あるいはM氏も間接的には関係しているかもしれないというところでございまして、それから当該女性ということで、関係者と思われる方については、この点につきましてかなり詳細に立ち入った質問をいたしましてお答えをいただいておりますが、そうしたことを総合いたしますと、女性に渡された金額は、則定氏からは八十万円であるという事実が認定されたということでございます。

○福島瑞穂君 私も女性から長時間話を聞きまして、彼女が検察庁から調査を受けたのは日曜日の十日十五時から十二時十五分の二時間。でも、その日の日曜の産経新聞には問題なしという調査結果が既に出ております。本人は、私が日曜日に検察庁に行ったのは全く意味がなかったのではないかと、いうふうな言っておりますが、いかがですか。

○政府委員(松尾邦弘君) いかなる金がつ、どういう趣旨で渡されたのかというの、関係者からいろいろその点についての説明を受けて、そう

した点について総合的に検討して事実関係を認定する。あらゆる事項がそのようなことになると思ふんですが、今回の場合もある意味ではオーソドックスな調査方法をとりました。できる限りの調査の結果は、今申し上げたとおりの結論であるわけですが。

○福島瑞穂君 ロイヤルサルーンから佐藤章さんへの請求書はどうなっておりますか。

○政府委員(松尾邦弘君) 個々具体的にどうだということについては、今回の調査についての関係者の協力を得ることにつきましてはいろいろな条件が付されたり、あるいはこれは捜査ではありませんで強制力を使うことはなかなかできません。そんなこともありまして、我々としてはできる限りの御協力をいただくということで、その点は徹底してやっておりますつもりでございます。

それで、個々の飲食店といひますか、クラブといひかバーといひか、そういうところも含めまして、それがどういふ状況であったかということについては、基本的にはその店の営業の問題がございまして、あるいはそこであれが飲み食いしたのかということについてもプライバシーの問題があると思ひます。

それで、我々としては、今雑誌等で指摘されました、則定氏が関係業者とかあるいは業者とか、場合によりまして特定の知人等から過度に接待を受けたたり、あるいはそういういわば問題になるような供応を受けたたりということがあるかないかという点で、まさにこれは則定氏の職務に關係するの、あるいは職責上問題になるのか、あるいはそのほかを含めまして監督上の注意をすべき事項に当たるのかという観点から調べましたということでございます。

そういうことでございまして、個々細かくお尋ねをいただくこともまたわからないことではないわけでございますが、それを個々にお答えするということにつきましては、やはりプライバシーの問題、あるいは御協力いただいた方々との問題で限界があるということもまた御理解いただ

きたいと思っております。

○福島瑞穂君 大蔵省は接待疑惑を立件されて処分を受けたわけですから、そういう意味ではプライバシーのことをこころは聞いていたわけではありませぬ。今後こちらも調査をし、また再度の調査をお願いしたい。また、その調査結果の詳細な分を発表していただきたいと改めて申し上げます。

それで、本題の不法滞在罪の新設についてお聞きします。

実は私は、アジアからの出稼ぎ女性の緊急避難所の協力弁護士をしてきたのですが、今回の不法滞在罪はそういう人たちにとても極めて過酷な状況になるというふうな考えております。

御存じのとおり、オーパスステイについては今でも処罰されるわけですが、連うパスポートで入国をした以降、今は三年たてば時効ですけれども、この不法滞在罪の新設により、その後継続犯としていつまでも、何十年日本にいても犯罪が常に成立していくという点については、むしろ被害者として人身売買の結果連れてこられて、にせのパスポートを押しつけられた女性たちにとってはこの新設は極めて過酷なことになると思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(竹中繁雄君) 不法在留罪の新設は、近年、我が国での不法就労活動を目的として船舶により集団密航するなど、その後我が国に不法在留している不法在留者及び不法上陸者がこの数年非常にふえているというところございまして、その不法在留行為は適正な出入国管理の実施を妨げているのみならず、我が国の社会、治安等に悪影響を及ぼしているというところでございます。しかしながら、現在の法律では在留期間を経過して我が国に在留する行為に対する罰則はありますが、不法入国または不法上陸後に我が国に不法に在留する行為を直接の処罰対象とする罰則は設けられておらず、その取り締まりに支障を生じておりますので、この不法在留罪を新設したわけでございます。

個々の事案によっていろいろな事情はあろうかと

思いますけれども、この法律を御提案申し上げた基本的な趣旨はもちろんそういうことではないです。個々のケースに関して非常に人道的な問題があれば、そのときそのときに応じてケース・バイ・ケースで対応するということになるかと思ひます。

○福島瑞穂君 女性の場合もそうですが、難民の場合も合法的な入国の要件を備えることができない場合も多いと思ひます。

日本が批准している難民条約三十一條は、難民に關し、「不法に入国し又は不法にいることを理由として刑罰を科してはならない」と規定をしております。その点で、難民の人が難民認定制度を使う場合にこの不法滞在が重くのしかかるということがあると思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(竹中繁雄君) 議員の御質問は、難民条約三十一條の規定との關係かと思ひますが……○福島瑞穂君 難民条約が、「不法に入国し又は不法にいることを理由として刑罰を科してはならない」というふうになつておりますけれども、不法滞在が新設されれば、その難民の人たちも処罰の対象になるわけで、難民条約と矛盾するのではないかという点です。

○政府委員(竹中繁雄君) 御指摘の難民の地位に關する条約の三十一條第一項の趣旨を踏まえまして、今回の法改正の中で第七十條の二の規定を改正しまして、迫害を逃れるため我が国に不法入国または不法上陸し、その後不法に在留する外国人に對し、不法に在留に係る刑罰を科さないこととするという規定を設けております。

○福島瑞穂君 殺人罪でも十五年で時効です。状態犯が継続犯かというのはやはり非常に大きい違いがあると思ひます。つまり、日々百年暮らしていても時効が成立しないわけで、決して合法、いともいいというにはならない。その時効の制度の観点からいって酷ではないでしょうか。

○政府委員(竹中繁雄君) 今の法律の格好ですと、不法残留罪、すなわち合法的に日本に入ってきて、その認定された在留期間を超えて不法残留

になった人は、形式的には引き続きずっと不法残留という罪の対象になるわけでございます。

一方におきまして、非合法に入つた、不法に日本に入つてきた方は、これは三年たつと時効が成立して、あとは刑罰をかけられないという明らかにアンバランスの状況にございます。この状況はやはり一つの整合性のあるものに統一する必要があるかと思ひます。

なお、もうはるか昔に日本に入つてまいりまして、既にいろいろな家族関係ができていろいろな方等に関するは、委員御承知のようにいろいろな救済の道はあるかと思ひます。

○福島瑞穂君 あと、違法に入つたと言われている中でも、密入国のようなケースばかりではなく、女性の場合は、法務省も言うとおり、黒い手配師のもとでブローカーの中での国際的人身売買で入ってくる、その後日本人の男性と恋愛をしたり結婚をしたり子供が生まれたということがあります。もちろん、特別在留許可申請というのがありますけれども、この件数も限られております。

それで、諸外国の中では、不法滞在罪のものがあつたところもありますが、他方、サミット加盟国、ヨーロッパの国ではアムネスティ、つまり合法化、恩赦という制度も合法的に設け、違法をある段階で合法に、一定の要件を満たせば合法に転ずるといふこともやっております。

ですから、長く住み、納税といふか消費税なりいろいろな税金を払い、そして子供が生まれたらいろいろな状態になつた場合に、ある場合には何年暮らせばアムネスティといふので救済をされるわけですが、日本はそういう制度はありません。そういう点では、この不法滞在罪は一方的、酷だと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(竹中繁雄君) サミット国の中でも、いわゆるこの言ひます不法在留罪に相当する刑罰を置いておる国はございます。それから、委員おっしゃるように、確かにアムネスティといふことで、それまで不法に滞在して

いた人間を合法化するということを実施した国は確かにございますけれども、年度を決めて、何年いけばもう自動的に合法化するということをやっているのはむしろ少なく、これはやはりこの国でも非常に大きな政治問題になるケースですから、そのときそのときの事情でやっている場合もあるし、やらない場合もあるという状況かと思ひます。

○福島瑞穂君 それでは、日本ではアムネスティのような制度は考えていらっしゃるんでしょうか。

○政府委員(竹中繁雄君) 日本の場合にはアムネスティのような制度は必ずしもなじまないと思っております。

○福島瑞穂君 なぜですか。

○政府委員(竹中繁雄君) 日本に来て、不法入国、不法上陸してそのまま引き続き不法に在留する人、それから不法残留の方、こういう人たちのビヘービアを見てみると、やはり一度長くれば合法化されるということがわかれば、恐らく何とかしてそのときまで逃れよう、居座ろうといふことで、そういう不法に滞在することをむしろエスカレツとするようなことにならうかと思ひます。

○福島瑞穂君 私が見ておりますと、短期で入つてくる人よりは長期で日本の中に居続ける人の方がずっと安定して働き続けたりしているといふふうに思ひます。

次に、上陸拒否期間の一年から五年への延長についてお聞きいたします。

だれを対象に一体考えているのかということなんです。今でも、先ほど円さんが質問されましたように、退去強制後一年で再上陸できている例は非常に少ないと思ひます。つまり、偽造パスポートで入つてくる人はこれにひっかかるから、しかし、恋愛をして結婚しよう、何とかしようといふふうには大まじめにきちっと申告をしたりしますと、むしろこれにひっかかる。

ですから、この条文が五年に延びることで非常に困るのは、むしろ恋愛をしたり結婚をしたりあるいは離婚のために裁判をしたい、労災の申請のためにきちっと手続をとりたい、裁判、例えばブローカーの刑事告訴の事件などもありますけれども、そのために日本にもう一度来たい、そういう人たちが思ひますが、いかがですか。

○政府委員(竹中繁雄君) 今でも一年過ぎててもなかなか日本に來れない、ほとんどの人が來れないといふようなお話でございますけれども、法律の格好としては、退去強制処分を受けて本国に退去強制された外国人については、一年たてば、適正な手続をとればまた日本に入つてこれといふこととでございますので、普通ほかに問題がない人の場合にはそういうことが、もちろんその手続でちよつと時間がかかるということとは当然ございまいしょうけれども、そんなに多く起こることではないんだと思っております。

○福島瑞穂君 いや、それがそうではないんです。

弁護士としても、あなた、帰りたいよ、一年たてばもう一回入国できて今度は合法的にちゃんと彼女と結婚できるからと言ふのは、物すごく弁護士のアドバイスとしてはリスクで、全く責任がとれないんですね。

つまり、弁護士として思うのは、日本にずっと居続けてもなかなか合法にならない。特別在留許可申請を知らない外国人も多いし、仮に申請しても法務大臣の全員の裁量である。しかし、じゃ合法に転ずるために外国に行って一年待てと言っても、入ってこない可能性が極めて高い。まさに本当に困っているんですが、法律どおりには全くいいないんですが、どうですか。

○政府委員(竹中繁雄君) 先ほど私は、適正な手続を踏めば、それに従って行えば、もちろん手続で時間がかかることはあるかもしれないけれども、そんなはずと入れないということはないはずで、すというのを申し上げたつもりでござい

今、先生がおっしゃったケースは、一つは懲役刑を受けている、これは一年ではございませんでいわゆる永久のクラスでございまして、その場合には二年たったら入れるというケースではござい

それから、イランの方のあれがございましたけれども、イランは昔は査免協定があって割と自由に日本に來たのに、その後その査免協定がなくなったのでそういうことになったわけで、そういう事情があるのはちょっとこれはいたし方のないことだと思

○福島瑞穂君 入管法違反で起訴され判決を受けるケースがあるんですね。ですから、別に窃盗とか殺人とかそういうのではなく、入管法違反のオーバーステイで有罪判決を受けて強制退去になる

結果、この一年が今でも問題があるのに、一年が五年に延びますと、例えば、結婚している場合、子供が生まれた場合、五年間日本に入っているという

一年以上の有罪判決を受けた場合の方は、残念ながらこれは一年が五年になっても十年になっても同じでございまして、これによって変わることはござい

あと、そういう結婚されてお子さんがおられて五年間離れちゃうのかということでもござい

○福島瑞穂君 しかし、特別在留許可申請を知らない外国人も大変多いですし、それからやはり怖いのは、法務大臣の全員の裁量ですから、申請して認められたいけれども、万が一だめだった

五年別居はやはり大変厳しいと思います。法務省がつくられた民法改正案も五年別居が裁判上の離婚理由になっ

ある女性が私の彼はシュワちゃんよりすてきだというチラシをつくってまいていたのですが、シュワルツェネッガーさんは有名人ですから特別上陸できたわけ

デシユの彼がいても、国外に退去するとなかなか

もう戻ってこれないだろうし、日本女性が外国に行くのも大変負担になる場合があって、非常に困っているケースがたくさんあります。そういう意味では、これをぜひこうしないではいいという

○福島瑞穂君 では、こちらも検討しておりますが、ぜひまた正確に教えてください。

先ほどからも話が出ておりますが、大森さんの話でも出てきましたけれども、提示と携帯はやはり連うと私は思

○福島瑞穂君 携帯義務ですと常に持っているのと処罰をされる。例えば、私たちが議員バッジをつけていないと処罰されるなんて言

規則人権委員会がなぜ限定的にであれあんなに強く再度言うのかとい

○政府委員(竹中繁雄君) これはもう何回も前からお答えしているとおりの答えでございまして、日本人と外国人では出入国、それから在留にか

わる取り扱いが当然違うわけでございまして、それに

○福島瑞穂君 先ほど、再入国についての質問があり

○政府委員(竹中繁雄君) 委員御承知だと思いますけれども、特別永住者の場合は入管特別法によりまして特に

○福島瑞穂君 きょうの話の中でも大分出てきておりますが、特別在留許可にしても今の制度に

○福島瑞穂君 再入国できるかどうか非常に不安を感じるとか、再入国の権利をもらえない

今回入管法、外登法の改正ですが、その根底に、外国人政策が非常に広範な裁量のもとになっ

指紋押捺拒否したりするところなるかわからな
い、そんな中で日々暮らすストレスというのは物
すごく大きいと思いますが、もう少しそういう制
度を変えたいということをぜひ前向きに御検討い
だきたいと思ひます。

特に、先ほども出ましたが、二〇〇二年にはま
た規約人権委員会が議論があります。そのときに
変えていないということはとても問題だと思ひま
すが、最後にその点についてだけお答えくださ
い。

○国務大臣(内閣府) 人権擁護の問題につ
きましていろいろ御議論をいただいたわけでござ
います。このことは極めて基本的に大事な問題
であるという認識のもとにこれからも十分検討を
続けてまいりたいと思ひます。

○平野貞夫 自由党の平野でございます。
外国の方が日本で暮らす、滞在する、あるいは
入国、出国する際に、国際的な基準で外国の方
たちの人権が尊重され、守られなければならない
のは当然のことでございます。議題になっており
ます二つの改正案は、そういった人権、あるいは
外国の方々に日本の法制度の中で何らかの制約を
するという性格のものだと思ひます。

この両案に対して基本的には賛成の立場でござ
います。現実の問題として、外国の方々の
中には心ない人が日本に不法に入国したり、あ
るいは犯罪を起したり、また場合によりまして
日本の国家体制を覆そうという目的で日本に入
れるケースも事実としてあるわけでございま
す。人権の擁護とこの制約というものはなかなか難
しい兼ね合いだと思ひますが、そういった非常
に心ない人々による行為があるために善良な外
国の方々が迷惑しているということも事実だと思
ひます。そういう観点から、私は少し事実関係
を確認したいと思ひます。

先月、御承知のように日本の領海、日本海で北
朝鮮の工作船が潜入している問題を起こした
わけですが、この問題に関連して、産経新聞の三
月二十九日の朝刊にはこういう報道がございま
した。

工作船の任務は陽動作戦で、日本の警備・防衛
当局が工作船を注視している間に数十人の工作
員部隊が太平洋側から日本に潜入した、との証
言を複数の関係者から得た。潜入した工作員は
朝鮮人民軍総参謀部偵察局など破壊活動を専門
とする部隊とされる。判明しているだけで青
森、茨城、千葉、愛知、熊本、宮崎などに潜伏
しているとみられる。

等々の記事が報道されております。
これについて、公安調査庁、警察庁、それから
海上保安庁、三つの部局に、どのような情報を持
たれておるか、あるいはこの報道に対してどのよ
うな御所見をお持ちか、お聞きしたいと思ひま
す。

○政府委員(木原繁夫) 御指摘の報道につ
きましては承知しておりますけれども、現在までの
ところ、工作員の潜入があったと判断し得る情報
は接しておりません。

公安調査庁は、日ごろから北朝鮮の工作員につ
いて重大な関心を持って調査に取り組んでおりま
して、御指摘の報道につきましても現在鋭意調査
を進めているところでございます。

○政府委員(金重凱之) 私ども警察におきま
してもそういう報道は承知いたしておりますけれど
も、これまでのところ、警察におきましてそのよ
うな情報には接しておらないところでございま
す。

ただ、警察の方では、集団密航事件の多発等の
現下の情勢がございまして、これを踏まえて全国
の関係県において果敢に沿岸警備の強化というの
を実施してきておるといふことでございまして、こ
うした中で、先生が御指摘の不審船事案のあった
三月中でございましてけれども、幾つかの集団密航
事件も検挙されておるわけですね。例えば六日に福
井県、十七日に福岡と兵庫、十八日に長崎、二十
四日に広島、二十五日に福島、二十六日に兵庫、
合計七県、二百三名の集団密航事件を検挙してお

るというような状況があるわけでござい
ますが、いまして、陽動作戦ではないかというよ
うな見方もございまして、少なくともこの
した沿岸警備を果敢に強化してきておるといふ中
で、集団密航事件の検挙という警察活動の実態から
見ますと、そういう可能性は低いのではないかと
いうふうな考え方をしております。

○政府委員(橋本行雄) 海上保安庁におきま
しては、当日、その不審船事案発生直後に、私の方
から全管区に海上保安部長に対して、全国の
沿岸海域の警戒を強化することを指示いたしまし
た。全管区におきましては、巡視船艇、航空機に
よる沿岸部のパトロールを強化するとともに、関
係機関との連絡を密にいたしまして情報収集体制
の強化等を図ったところでございます。

ただ、先生御指摘の新聞報道のような事実は海
上保安庁にいたしましては承知しておりません。
○平野貞夫 公安調査庁は調査中という結論だ
と思ひます。それから警察庁は可能性は低いだろ
うということと理解します。それから海上保安庁
は、これも報道について否定しているわけじゃな
いと思いますが、どちらかというと可能性は低いと
いう見方だというふうな認識でよろしいござ
いますか。

いずれも、可能性の問題はともかくとして、否
定はしていません。これはもちろん三つの機関
がすべてパーフェクトにこういふことに対して
対応できるはずはございません。衆議院のガ
イドライン委員会でもこのことが問題になって、
野田国家公安委員長も情報に接していないとい
う見方、同時に、しかし工作員の潜入についてはあ
り得るだろう、可能性はある、このことじゃござ
いせんが、そういう見方をしております。

そこで、ちょっと細かいことで恐縮ございま
すが、この不審船の問題が発生したところ、三月十
五日ごろから二十三日ごろの期間で結構ござい
ますが、北朝鮮関係の船舶が日本に寄港、停泊し
ていた状況を知りたいと思ひます。これは海上保
安庁でございましょうか、船名、船の種類、それ

から停泊の港等について御説明いただきたいと思
ひます。

○政府委員(橋本行雄) 御指摘ございました三
月十五日から二十三日までの間に本邦に停泊をし
ておりました北朝鮮籍の船舶について調査いた
しました結果、これは延べでございまして、舞鶴
を初めとする日本の全十二港に貨物船が十七隻、
それから冷凍運搬船が六隻、合計延べ二十三隻が
停泊をしておりました。一つ一つ船名を申し上げ
るといふことも可能でございますが、かなり多
うございまして、当面省略させていただきます。

○平野貞夫 この中にチソン号という名前の船
はあったでしょうか。
○政府委員(橋本行雄) チソン号という名前の
船舶で、ただし厳密に言いますとチソン三三とい
う北朝鮮籍の貨物船が、三月二十日から二十二
日までの間鹿児島県の志布志港に、それから三月
二十三日から二十五日までの間福岡県の博多港に
入港していることを確認しております。

○平野貞夫 チソン三三という船の名前だとい
うことがわかりましたが、この関係をちょっと聞
きたいんです。
おととい、一九九七年の四月九日にチソン二
三という北朝鮮の船が、宮崎県の細島港でハチみつ
缶に覚えの約七十キロを入れて、これは末端価
格で百九十九億円と言われている、そういう事件が
あって捕まったという事件があります。この船は
チソン二二というふうには私は確認しております
で、先ほどのチソン三三とは別の船だと思ひま
すが、同じ名前を使うということはやっぱり同じ機
関が同系列の動きの中の一つだと思ひます。

私が申し上げたいのは、日本の空港はかなり厳
重にそういう犯罪防止というものが行われて、そ
れでいろいろな問題があるんですが、港がどうもい
ろんな問題を起こす。特に北朝鮮の貨物船とのトラ
ブル、あるいは可能性がないわけではない工作員
の潜入という不法入国というものを許す港灣の問
題が一つあると思ひます。

そこで、例えば私たちが新聞の報道で承知しているだけでも、これは入国とかそういうものには関係ないかわかりませんが、昨年の秋でございまして、土佐沖の覚せい剤の、これはわざと流したんじゃないかと思いますが、その後の裁判で北朝鮮のものだということを判定しております。私の生まれたところに流れ着いたものですので私も非常に心配をいたしましたのですが、黒潮に流して一定の距離で受け取って日本の中に入れてよとしたようでございますが、そういった事件。それから、たしか平成七年でございましたか、北朝鮮への支援米を北朝鮮の貨物船が日本のいろんな港にとりに来たときに、神戸と大阪でサリンの原料あるいはウラニウムをつくる工程に要する弗化ナトリウム五グラムを日本から不法に持ち出そうとしたことが二件。

そういうような大変びっくりするような問題があるのですが、一九八七年の大韓航空機爆破事件以降で結構でございますが、北朝鮮関係の船舶が日本に寄港、停泊したときに違法な活動をしていた状況、実例について説明していただきたいと思っております。これは海の部分とそれから陸に上がった部分と二つに分けられると思いますが、海上保安庁と警察庁の方から御説明いただきたいんです。

○政府委員(楠木行雄君) 一九八七年以降に発生をいたしました海上保安庁が送致いたしました北朝鮮籍の船舶が関係する事件につきましては、合計二十六件ございます。

まず、違反内容でございますが、業務上過失往来妨害事件、これは船の衝突等でございます。こういったものが十五件。それから油の違法排出など海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の違反が九件。それから一万円札関係の偽造通貨行使が一件。さらに航路の航行に関する海上交通安全法違反が一件。

以上でございます。

○政府委員(金重凱之君) 今、先生御質問ございました昭和六十二年の大韓航空機事件以降の日本に寄港、停泊しておる北朝鮮関係の船舶が関連する違法事実として警察が把握しているところでございますけれども、これらの船舶の船員等が直接違法行為に参与したものでございせんけれども、四件ほどございます。

一つは、昭和六十三年の九月ですが、北朝鮮に一時帰国する在日朝鮮人商工連合会の幹部が、コム規制品のパーソナルコンピュータ等を通産大臣の許可を受けずに新潟県の新潟西港から北朝鮮船舶で不正に北朝鮮に輸出しようとした事件でございます。

それから二つ目は、先生今御指摘ありましたけれども、平成八年の一月及び二月、貿易会社の社員が化学兵器関連物質、弗化ナトリウムと弗化水素酸を運びますけれども、これを通産大臣の許可を受けずにそれぞれ大阪港、神戸港から北朝鮮貨物船で不正に北朝鮮に輸出していた事件であります。

三つ目は、平成八年の三月から十月にかけて、貿易会社が潜水具、これは非磁性のスキューバ用ダブルバルブというものでございますが、これを通産大臣の許可を受けずに新潟県の新潟西港から北朝鮮船舶で不正に北朝鮮に輸出していた事件。

それからもう一つは、平成九年四月、今御指摘ございました貿易会社社長、暴力団幹部らが共謀の上でハチみつ伍に隠匿された覚せい剤、約六十キロでございましてけれども、宮崎県の細島港に入港した北朝鮮貨物船で密輸入した事件でございます。

以上です。

○平野貞夫君 わかりました。

これは日本の海上保安庁とか警察にいわば発覚して責任を問われたケースだと思っておりますが、発覚せずにそのままになっているケースだってこれの何倍もあると思えます。

さて、この四件の警察で把握した事件ですが、最終的にその責任の処理というのはどうなっておりますでしょうか。刑事事件として立証して最終的に

どういうペナルティーといえますか、結果になっておるでしょうか。

○政府委員(金重凱之君) まず一つの、昭和六十三年九月の事件でありますけれども、これは平成元年の二月に新潟県警が検挙したものでございまして、在日朝鮮人商工連合会の幹部は罰金二十万円となっております。

それから二つ目、平成八年の一月及び二月の事件でございますけれども、これはその年の四月に兵庫県警が検挙したものでございます。これは貿易会社の社員が罰金二十万円ということになっております。

それから、平成八年の三月から十月にかけての事件でございますけれども、これは平成十年の十月に警視庁で検挙したものでございます。ただ、これは社員、法人ともに起訴猶予ということになっております。

それから最後の、平成九年四月のハチみつ伍に関連しての覚せい剤の密輸入事件でございますが、現在公判中でございます。

○平野貞夫君 わかりました。

実は平成七年から八年にかけて我が国は北朝鮮に大量の支援米を援助あるいは安い値段で売ったわけでございますが、最近の工作員の潜入データがございまして、客観的なことではございませんが、しかし、ただいまのお話あるいは衆議院のガイドライン特別委員会の野田国家公安委員長等の発言など、やはり相当可能性が強く、我が国の危機管理の一つの大きな問題点である、私はこういう認識をしているわけでございまして、私

その原因はこのときの支援米の受け渡しの問題にあったんじゃないかというふうに思っております。

御承知のように、アメリカも韓国も同じように支援米を北朝鮮側にしたわけでございますが、アメリカも韓国も、アメリカの船あるいは韓国の船で北朝鮮の港に運んで、そして支障のないような形で向こうに引き渡しておりますが、なぜか日本の場合、北朝鮮の貨物船が一挙に日本の港にとり

に来て、そこで引き渡した。そして、引き渡した先どこに行ったのか確認できないような貨物船もあったようでございますが、このときの調査によりますと、日本の北海道から九州、沖縄を除く各地に、日本の主要港三十三港、延べ九十九回北朝鮮から日本の港に支援米をとり来ている。例えて言えば、東京港には七回、延べ七十三日間停泊していたという記録を私たちは確認しております。

当時、国会でも追及いたしましたし、私も参議院の法務委員会でも取り上げたんです。当時の杉原公安調査庁長官にお尋ねしたんですが、このときも重大な関心を持っていろいろ調べているという話でございましたんですが、私はその後の北朝鮮工作員による日本潜入の問題はこのときの港湾の向こうの調査内情が非常に大きなベースになっているんじゃないかという推測をしておりますが、その辺について公安調査庁はどのような御見解でございますでしょうか。

○政府委員(木藤繁夫君) 先生御指摘のとおり、公安調査庁といたしまして、破壊活動防止法に基づきまして公共の安全を図るといふ観点から、北朝鮮から往来する船舶につきまして必要な範囲で調査をしてきたところであります。

北朝鮮船舶の中には朝鮮総連の幹部に対する種々の接触を行っていると思われる者などもありまして、重大な関心を持って調査の具体的な内容につきましては、これを明らかにすることは今後の調査に支障を来すおそれがございますので、答弁を差し控えていただきたいと思います、こう思っております。

○平野貞夫君 前回もそういうお答えでございました。調査の具体的な内容についてここで申し上げることは適切でないというお答えでございましたが、私も具体的な話めいたことを聞こうとは思いませんが、そういう可能性といいますか、あるいは港湾の管理なり日本の危機管理という立場から港のありようの問題があるんじゃないかという私は

問題意識を持っていますが、その辺についてはいかがでございますか。

○政府委員(木藤繁夫君) 一般論として申し上げますと、港湾というところには外国船舶が寄港いたしまして、その寄港した船舶に人が出たり入ったりし、また物資が搬出入されるわけでございますから、そういったものについて、北朝鮮からの船舶につきましましてはそこに不穏な動向があるかないかということとを当庁としては重大な関心を持って調査しておりますのでございます。

○平野貞夫君 その重大な関心を持って調査している内容について、公安調査庁の業務の中には、調査の過程で得られた情報、資料を必要に応じて関係機関に提供するという役割がありますが、そういう役割は果たしていますか。

○政府委員(木藤繁夫君) 重大な関心を持って調査しており、いろいろな情報といえますが、そういう動きなどもわかったりする場合もあるわけでございまして、そうしたことにつきましては、公共の安全を図るという観点から、必要に応じまして政府とか関係機関に随時そうした情報を提供しておるところでございまして、今後とも引き続き関係機関との連携を密にいたしまして北朝鮮船舶の調査を行ってまいりたいと考えております。

○平野貞夫君 関係機関の中に国会は入りませんか。

○政府委員(木藤繁夫君) 国会の場合にお答え申し上げますと、上げるといふことになりまして、それは非常に公の場でございまして、できる限り差し支えない情報は国民の前に提供したい、このように思いますが、それにつきましましては事柄の性質上、限界があるということとございまして、御理解を賜りたいと存じます。

○平野貞夫君 事柄の性質上、限界はあると思いますが、むしろ一定の公表をすることは工員が入ることを抑止する効果があるのじゃないかと私は思うわけでございます。

ですから、情報ですからこれはなかなか難しいわけでございますが、これからの公安調査庁のあ

り方も含めて、重大な関心を持って調べていますと言ふのは結構ですが、調べた結果、政府機関の一定のところは報告されて、それが封印されるようなことでは、これは何のために調査庁があるかという存在そのものにもなるわけでございまして、その点は少し、こういう時世でございまして、積極的に対応していただきたいということをお大臣及び長官に要望しておきます。

それでは最後に、これは答弁は結構でございますが、大臣に要望しておきますが、何かの機会に関係閣僚等とも御協議いただければと思います。法務大臣は、法と秩序を守ることでございまして、一連のこういふことについても無関心ではないと思います。

御承知のように、飛行場とか港湾というのは私は国境だと思ひますし、また危機管理の一番重要な拠点だとも思ひますし、見方を変えれば日本国の軍事的施設でもあると思ひます。ですから、この危機管理上の整理、管理は非常に大事と思ひます。何度も申しますが、飛行場については一定のものができておると思ひますが、港湾についてはほとんどその管理を自治体に任されているわけでございまして、自治体もなかなか手薄でございまして、また管理の仕方いろいろわからない部分があると思ひます。

したがって、国の重要な危機管理問題については、港湾については非常に多くの出入りがあるものです。海に囲まれた日本でございまして、国自身が責任を持って当たらなければならないことをぜひひとつ検討していただきたい。そうでなければ私たちは安心して暮らせないという要素があると思ひますので、その点をお願いいたしまして、質問を終わります。

○中村敦夫君 外国人登録法の問題、出入国管理及び難民認定法の問題、これはもう既にたくさん委員が基本的な質問をされてしまっています、私とはほとんど重複してしまっている。法務委員会では後出しじゃんけんというのは余り有利じゃないという感じなんですけれども、そこで同じ問題を

別の角度からちょっとお聞きしたいと思うんです。

人権というのは自分の身を相手の立場に置きかえてのみ理解できる、そういう觀念だと私は思うんです。要するに、殴った人というのは殴ったことは簡単に忘れがちなんですけれども、殴られた人というのはずっと覚えていくわけです。そういう部分があるわけです。そういうことに關して法を人間がつくり、そして人間が使用するわけですから、やはり法をつかさどる人々の人間性によって様態が変わってくるということだと思ふんです。そういう意味では、大臣や法務省の人々の人間性とか人格というものが大変重要な問題になってくると思ふんです。

そこで、大臣にお聞きしますけれども、大臣は自分の個人的な人生で今まで人権というものについて考えてみたことがありでしょうか。あるとすれば、具体的にどんな体験でどういうきっかけだったか、ちょっと教えていただきたい。

○國務大臣(陣内孝雄君) 私どもが戦後日本國憲法を学んだときに、大事な柱の一つが基本的人権の擁護、もちろん民主主義とか平和主義がございしますが、そういうようなことを学びながら来たわけでございます。そして、そういう中で、今いみじくもおっしゃいました相手の気持ちになれというの、そういうことはたびたび私自身も経験したことでございました。

特にこれは、角田委員がいっぱい申すけれども、私は仕事柄タムの建設をするということに長い間携わってきておりまして、そこには、憲法二十九条ですか、財産権の保障といいますが、公共の福祉に限ってそれを制約できるということであるわけでございまして、公権力によっていろいろ公共事業を行う場合に、それに對して、そこに住んでいる住民、国民、市民、そういう人々の気持ちを、心の痛みを、ひだをよくかみしめるようにしなさいかぬということを長い間体験したつもりでございます。

そういうことはこれからも忘れずに、しっかり

とあらゆる場面で思い起こしながら取り組んでいきたいと思ひます。

○中村敦夫君 そういう大変貴重な経験をされて、人権というものを御理解いただいているようですけれども、例えば外登証の常時携帯義務ということ、これは日常的に大変な心理的圧迫があると思ふんです。

さつき福島議員が言われたわけですが、私も、私なんかも、パスジをつけないとこへ入れてもらえないと言われたものですから、朝からパスジパスジということは何の意味もない疲れ方をするわけです。パスジですらこんなものですから、外登証を持っていない、そうしたら逮捕されるかもしれないとか、それから二十万円以下の罰金とか、こういうことを二十四時間ずっと考えて、一生そうでしょうね。そして、その子供たちもそうだとすることは、この不自由さ、あるいは恐怖感、圧迫感、これは人権抑圧の最たるものだと思います。

たかが一枚の証明書を持って歩くかどうかというような問題ではないんです。毎日普通に生きていくというのことに對する大変な障害なんです。そういう感覚、大臣、どうでしょう、想像できませんか。

○國務大臣(陣内孝雄君) いろいろな方がいろいろな立場でそれぞれのプレッシャーがあるということ、これは、よく理解できるわけでございます。それはいいながらも、やはり状況の違いによつてそれがまた正当化される場合もあると思ひますので、その辺が一般論として申し上げますと大変難しい問題じゃなからうかというふうなことを考えております。

○中村敦夫君 この問題は、タムの問題でも正当化されるとは必ずしも私は思いませんけれども、タムとはちょっと違います。状況の違いによつて正当化されるなんてものじゃなくて、これは普遍的な、人間が普通に生きていくという権利です。こういう問題だと思ふんです。この人権の觀念、これはもうこれから國際的に

もどんどん拡大していくわけですし、また進化していくという状況があるわけですが、私も、私はいくつか外登証の携帯義務という点自体、何か管理する、管理したがるのはよくわかるけれども、余り意味がない、むしろ幼稚で何か恥ずかしい。日本の国がこんなことをやっている、本当に外間が悪いという気持ちで非常に強いんです。これを二十一世紀まで持ち越していく、これは恥ずかしいという感じはありませんか。

○国務大臣(陳内孝雄君) 外登証携帯あるいは必要に応じて提示させるというこの制度そのものは、我が国に限った制度ではないということでございます。

振り返って、我が国の場合を考えますと、大変外国から不法入国・上陸をする人が多い、また不法に滞在する人が多いという点から、これによってたらされるいろいろな影響、こういうものに対してどう対応したらいいかということも同時に考えていかなきゃならないと思いますが、そういうものに対する一つの抑止あるいはそれを防ぐ手だてとしての外登証の携帯あるいは提示の意味合いがあるということもぜひ御理解いただきたいと思っております。

○中村敦夫君 ほとんど御理解できないから聞いているわけなんです。つまり、不法入国して悪いことをする、それは確かにある程度ありますけれども、これは普遍的な問題じゃないです。圧倒的にたぐさんの在日外国人、しかも長い間永住している人々なんかにはこれは当てはまらないわけなんです。

外登証の携帯義務の根拠ということをはかの委員も何度もお聞きになったんですけれども、どうやら捜査なんかのときに身分関係を即時的に把握する、このためにどうしても必要だという答えなんです、根拠が。しかし、そうした捜査とかそういうケース、例というものの、そのもの自体が極めて日常的に少ないわけなんです。圧倒的多数の外国人にとっては例外的な部分なわけなんです。ですから、そういう職務執行の場合の利便性と

いうことを根拠にしてこれをやるというのと、圧倒的多数の在日外国人の人権ということが今てんびんにかかっていると思うんですけれども、大臣はどちらをおとりにいたしますか。

○国務大臣(陳内孝雄君) 現状の必要性については、先ほど来申し上げたところでございます。

現在の状況にかんがみまして、私どもとしては、今日の外登証の携帯・提示の規定並びにそれに対する刑罰については尊重する必要がある、このように考えております。

○中村敦夫君 要するに、圧倒的多数の人々の人権と捜査なんかをやる際の利便性を比べた場合は、そっちをとるという驚くべき発言で、大臣、人権の観念というのを本当に持たれているのかどうか、大変疑問に思っています。

そもそも人権擁護局というのがまだあると聞いてびっくりしたんですけれども、どうしてこうした抑圧的な法律を残そうと。人権擁護局というのは人権を守ろうとしないんですか。一体ふだんは何をやるところなんですか。

○政府委員(横山匡輝君) お答えいたします。

私も法務省の人権擁護機関といたしましては、外国人の方々の人権を含めまして、広く人々の人権を擁護するために、人権啓発活動や人権相談に応じ、あるいはまた人権侵害があると認められるような場合には人権侵害事件として調査、処理するなどしまして人権擁護に努めているところでございます。

○中村敦夫君 ですから、こんなばかげた抑圧的なものを残すということに対して、人権を擁護すると言っているわけですから、要するに在日外国人とか一般の人々の人権を擁護するんじゃないで、皆さんの人権を擁護しているんじゃないでしょうか。

九二年の衆参法務委員会、この問題に関して、検討し適切な措置を講ずると決議したわけなんです。それで、五年たっても何も変わらない。簡単に言いますと、これは国会を無視していると思うんです。つまり、国会をばかにしているというこ

とだと思いますが、この国会をばかにする権利の根拠というのは何なのでしょうか。

○国務大臣(陳内孝雄君) 数次の衆参両院における同趣旨の附帯決議につきましては、私ども、これを尊重すべきものだということで取り組んでまいっております。

そういう中で、現在の検討の結果においては、ただいま提案しているような法律の内容になっておるといふことを御理解いただきたいと思っております。

○中村敦夫君 ばかにされて御理解というのはなかなか難しいわけです。私はわからないんです、こういう関係が。

国家公務員試験に受かっただけでそういうことになるのか。私は受けなかったからパスしませんが、受けたら入ったかもしれないですから、余りそれが根拠になつてばかにされてもらっちゃ困ると思いますけれども、ちょっと具体的なことを聞きます。

外国人登録原票というのがあるんですけれども、これには、職業、勤務先、過去の居住歴、生活歴、学歴、職歴、犯罪、これは住民基本台帳と比較しますと、報告項目がもう圧倒的に過剰だと私は思うんです。なぜこんなにいろんなことを書かなきゃいけないのか。極めて差別的な仕組みではないかというふうに感ずるんです。これはもっと簡素化したらどうか。修正してもらいたいと私は思うんですけれども、どうでしょう。

○政府委員(竹中繁雄君) 外国人の方の場合には、日本人と違ひまして戸籍の裏打ちがございます。そういうようなことと、それから当然のことながら、外国人特有の情報を把握しておく必要があるというところで、登録事項は二十、場合によっては十八ということになっております。

ただ、ここに書いてありますのは、ばつと早口で読みますと、登録番号、登録の年月日、氏名、出生の年月日、男女の別、国籍、国籍の属する国における住所、出生地、職業、旅券番号、旅券発

行の年月日、上陸許可の年月日、在留の資格、在留期間、居住地、世帯主の氏名、世帯主との続柄、申請に係る外国人が世帯主である場合には世帯を構成する者、本邦にいる父母または配偶者、それから勤務所または事務所の名称及び所在地というものが全部で二十項目ございまして、ちよつと今委員がおっしゃった中のそのとおりではございません。もちろん、この中では……

○中村敦夫君 居住地というのはいないですか。

○政府委員(竹中繁雄君) 居住地はございます。

○中村敦夫君 転々とした歴。

○政府委員(竹中繁雄君) 歴はございません。

○中村敦夫君 あります。

○政府委員(竹中繁雄君) この中にはございませ

ん。もちろん、委員のおっしゃった中で、職業とか勤務先というのは通常日本人の場合にない項目でございまして、これは、外国人の場合には在留資格、在留期間というのを設けておるものですから、それとの兼ね合いで設けているものでござい

ます。

○中村敦夫君 住民基本台帳でも大体状況というのは把握できると私は思うんですけれども、これだけのたくさんの項目がふえてきたということ

は、実際問題として、国民総背番号制というものの導入という話もありますが、そのための実験というんですか、そういう形で行われているのではないかと疑いの声もあるわけですから、どうでしょう。

○政府委員(竹中繁雄君) 先ほど申しましたように、外国人の場合には日本人と違う状況にあるものですから、登録事項についてもおのずから違ってくるということでございまして。

○中村敦夫君 ですから、外国人の方がやりやすいのでそれを実験としてやって、今度は日本人の番だという流れの中にあるのかとお聞きしているわけなんです。

○政府委員(竹中繁雄君) 少なくとも私どもとしてはそういう意識はございません。

○中村敦夫君 普通の逮捕令状に相当する收容令書というのがありますが、出入国管理及び難民認定法に關連して聞いているわけですが、これが発令される場合ですけれども、第三者的なチェックがないということですね。入管当局の内部の手続だけになってしまふ。これはちょっと裁量権が大き過ぎるんじゃないかなというふうに危惧しているわけです。また、摘発者を收容するという行政処分が行政手続法の枠外にありますから、異議申し立てをするチャンスがないという構造になっているんです。やはりこれはちょっとまずいんじゃないか、制度的に欠陥がある。

いづれにしても、規約人権委員会が勧告しているような第三者委員的なものを適切な形でつくりたいと思ふんじゃないかと思ひますが、いかがでしょう。

○政府委員(竹中繁雄君) まず收容令書の方でございませうけれども、收容令書は、入管法第二十四条各号に定める退去強制事由の一つに該当すると疑うに足りる相当の理由がある場合に、收容令書を直接執行する入国警備官の請求により、入国警備官とは別の官職で職務権限を有する主任審査官が要件を慎重に審査の上発行しているもので、問題は無いものと考えております。

入管の中で警備官という肩書きのカテゴリーの人と、それから審査官という別のカテゴリーの人間になってしまふと、その審査官の中でも主任審査官という人だけができるということで、その人たちが適切に執行していると考えている次第でございます。

それから、被收容者を收容するというのが行政処分、行政手続法の枠外にあるために異議申し立てができずということ、規約人権委員会の勧告でそのことが言われたのではないのかという御指摘でございます。

私も先般、当局の收容施設における処遇の根拠法令でございませう被收容者処遇規則というものを改正しまして、收容施設の長が被收容者から直接意見を聴取したり、巡視等の措置を講じて処遇

の適正を期すべき旨を新たに規定したところでございませう。当局の收容施設は、行刑施設とは異なり、被收容者の矯正、更生を目的としたものでなく、あくまでも退去強制事由に該当する者を實際に送還するまでの間、一時的にその身柄を確保しておくことを目的とするものであることから、施設の長の責任において処遇の適正を図ること、十分であると考へておきまして、委員会の勧告するような独立した機関を設けるまでの必要はないものと考えております。

○中村敦夫君 この問題をまたやり出すと長くなりますので、大変大きな問題だということとをひとつ認識していただきたいと思ふんです。

最後に、九七年に、長野県下で行われたオリンピック施設建設に外国人労働者がたくさん加わったわけですが、その後ホワイトスノー作戦というので労働者の追い出しがあったわけですね。働いている最中は不法滞在を認めていて、終わると一斉に摘発して逮捕したり追放するというようなことでございませう。これは一般的に言ってもかなり品性が下劣な行動ではないか。特に国際的に日本当局のえげつなさというのは大変大きな批判の対象になっております。やはり日本に対する印象というものは物すごく悪くなつていく。これは国際化の時代に日本にとって大変よくない状況だと思ふんです。

こうした臨時労働者の待遇、それからその後の扱い方ということに関して、より弾力性のある法整備なりシステムというものを用意しないと、この国の司法というものが非常に評判が悪くなるんじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(竹中繁雄君) 不法就労外国人の数が非常に多くて、我が国の出入国管理の根拠をなす居留資格制度を揺るがし、公正な出入国管理の秩序を乱すとともに、我が国の広範な分野において種々の問題を招来しているというところで、もっと厳しく取り締まらなさいいけないんじゃないかとこの御批判も各方面からいただいているところでございます。

このような状況にかんがみまして、不法就労等の入管法違反外国人について厳正に対処するということは、特段の問題とされるべきことではないと考へております。

○中村敦夫君 私が聞いているのは、そういう取り締まれというじゃないんです。不法であることを承知して働かせておいて、それで終わったならば今度は捕まえるという、これは法を超えたもつと日本人の道徳的な感覚を試されるような事態なんです。このことに関して、實際にそのときに労働者が必要なら必要で、そんなトリックのような形でやらないで済む、あるいはそこで働いた臨時労働者がまだもつと働きたいというようなことがあれば、それに対してもつと柔軟な法の適用、そういう形を考へてはどうかという問題なんですけれども、法務大臣、どうですか。

○国務大臣(陣内孝雄君) 申しわけございませんが、このホワイトスノー作戦そのものについては私は知識がほとんどないわけでございますけれども、ただ、出入国管理行政というのは、この時代、国際協調あるいは国際交流の増進への寄与、我が国社会の健全な発展の確保の理念に沿って、外国人の一層の円滑な受け入れ等を推進していかねければならない立場にあるかと思ひます。

そういうことでこれからも取り組んでまいりたいと思つております。

○中村敦夫君 ほとんど全話が通じないという状況がずっと続いているわけですが、最後に一つだけ。

則定前検事長の問題ですけれども、別口座があつて、その口座のつくられ方について説明がありません。しかし、ああそうですかということでもなくて、やはり大変グレーな感じがするわけですね。私は別に確証はないけれども、いろんなケースを想像していくときに、検察の内部に、あれは別に則定さんだけの話ではなくて、実は従来から裏口座というふうなものがあるんじゃないかという業者からいろいろなお金が集まってきたというふうなことはなかったんでしょうか。

というのは、それはこの前の委員会で聞きましただけども、検察の交際費が十万円しかないとか、そんな状況だったらラックスしてちよつと一杯飲むというふうなことはできないわけですから、どうしたってどこからお金が来ようという細工が必要になるんじゃないかというふうに客観的に見ると思へるわけなんですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(松尾邦弘君) 今回、雑誌の記事で、検察の最高幹部の一人が関係業者から接待を受けたり、場合によると資金援助も女性の関係であったのではないかと記載内容でございました。我々、私も含めまして、それを読んだときは大変重大な問題として受けとめて直ちに調査に入つたわけでございますが、その真実の姿といふか実態は、これまで随分御説明申し上げてきましたけれども、関係業者とのつき合いということ、で、関係業者というのは職務上関係のあるという意味で理解するとすれば、それはいい。それから、そのほか友人関係にいたしまして、金銭の肩がわりをしてもらうとか、いわば倫理上、道徳上非難されるようなつき合いがあったのだから、ということも調査したところでございませうが、これまで繰り返し御答弁申し上げましたように、そういう点も、職務上あるいは法令上問題となるような行為はなかったと調査結果をはっきり申し上げておきます。

○中村敦夫君 私がお聞きしたのは、則定さんの個人的な問題ではなくて、そうした口座というのが組織のやっぱり慣習的なもの、そうしたものとして恒常的にあるものではないかという質問なんですけれども、どうなんですか。

○政府委員(松尾邦弘君) そういうものはございません。

ただ、今回の雑誌の記載で、あるいは例外的にしても検察の最高幹部と言われているような検察官に対してそういう疑惑が報道されたということで、そういった事実があるかないかも含めまして調査をいたしましたけれども、今お答えしました

とあり、そういうことではないということでございます。

○中村敦夫君 質問を終わります。

○委員長(荒木清寛君) 両案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二分散会

四月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案(林芳正君外六名発議)

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害することの重大性にかんがみ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「児童」とは、十八歳に満たない者をいう。

2 この法律において「児童買春」とは、次の各号に掲げる者に対し、対価を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等(性交若しくは性交類似行為をいふ。以下同じ。)(性的好奇心を満たす目的で、児童の性器等(性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。))を触れ、若しくは児童に自己の性器等を触らせることをいふ。以下同じ。をすることをいう。

一 児童

二 児童に対する性交等の周旋をした者

三 児童の保護者(親権を行う者、後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)(又は児童をその支配下に置いている者)

3 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、ビデオテープその他の物であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものの

二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するものを視覚により認識することができる方法により描写したものの

三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するものを視覚により認識することができる方法により描写したものの

(適用上の注意)

第三条 この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(児童買春)

第四条 児童買春をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(児童買春の周旋)

第五条 児童買春の周旋をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 児童買春の周旋をすることを業とした者は、五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

(児童買春勧誘)

第六条 児童買春の周旋をする目的で、人に児童買春をするように勧誘した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の目的で、人に児童買春をするように勧誘することを業とした者は、五年以下の懲役及び

び五百万円以下の罰金に処する。

(児童ポルノ頒布等)

第七条 児童ポルノを頒布し、販売し、業として貸与し、又は公然と陳列した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。

3 第一項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを外国に輸入し、又は外国から輸出した日本国民も、同項と同様とする。

(児童買春等目的の人身売買等)

第八条 児童を児童買春における性交等の相手方とさせ又は第二項第三項第一号、第二号若しくは第三号の児童の姿態を描写して児童ポルノを製造する目的で、当該児童を売買した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の目的で、外国に居住する児童で略取され、誘拐され、又は売買されたものをその居住国外に移送した日本国民は、二年以上の有期懲役に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

(児童の年齢の知情)

第九条 児童を使用する者は、児童の年齢を知らないことを理由として、第五条から前条までの規定による処罰を免れることができない。ただし、過失がないときは、この限りでない。

(国民の国外犯)

第十条 第四条から第六条まで、第七条第一項及び第二項並びに第八条第一項及び第三項(同条第一項に係る部分に限る。)(の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三条の例に従う。

(西罰規定)

第十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五条から第七条までの罪を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(捜査及び公判における配慮等)

第十二条 第四条から第八条までの罪に係る事件の捜査及び公判に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)(は、その職務を行うに当たり、児童の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、児童の人権、特性等に関する理解を深めるための訓練及び啓発を行うよう努めるものとする。

(記事等の掲載等の禁止)

第十三条 第四条から第八条までの罪に係る事件に係る児童については、その氏名、年齢、職業、就学する学校の名称、住所、容貌等により当該児童が当該事件に係る者であることを推知することができるような記事若しくは写真又は放送番組を、新聞紙その他の出版物に掲載し、又は放送してはならない。

(教育、啓発及び調査研究)

第十四条 国及び地方公共団体は、児童買春、児童ポルノの頒布等の行為が児童の心身の成長に重大な影響を与えるものであることにかんがみ、これらの行為を未然に防止することができるよう、児童の権利に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、児童買春、児童ポルノの頒布等の行為の防止に資する調査研究の推進に努めるものとする。

(心身に有害な影響を受けた児童の保護)

第十五条 関係行政機関は、児童買春の相手方となつたこと、児童ポルノに描写されたこと等により心身に有害な影響を受けた児童に対し、相互に連携を図りつつ、その心身の状況、その置かれていた環境等に応じ、当該児童がその受けた影響から身体的及び心理的に回復し、個人の尊厳を保つて成長することができるよう、相談、指導、一時保護、施設への入所その他の必要な保護のための措置を適切に講ずるものとする。

従前の例による。

第六條 児童買春及び児童ポルノの規制その他の

子供の視点からの少年法改正等に関する請願

請願者 茨城県稲敷郡阿見町荒川本郷一、

三五一ノ一 鶴町喜代子 外千九百九十九名

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第七五九号と同じである。

第一三五七号 平成十一年四月五日受理

子供の視点からの少年法改正等に関する請願

請願者 大阪市平野区長吉長原四ノ三ノ二

ノ九二一 佐藤彰久 外千二百八十八名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第七五九号と同じである。

第一三五八号 平成十一年四月五日受理

子供の視点からの少年法改正等に関する請願(二通)

請願者 福岡県直方市大字頓野一、九一四

ノ一 清水高志 外三千七百九十三名

紹介議員 梶原 敏義君

この請願の趣旨は、第七五九号と同じである。

第一三五九号 平成十一年四月五日受理

子供の視点からの少年法改正等に関する請願(二通)

請願者 富山市藤木二、三四七 中川和

正 外三千七百八十三名

紹介議員 朝日 俊弘君

この請願の趣旨は、第七五九号と同じである。

第一三六〇号 平成十一年四月五日受理

子供の視点からの少年法改正等に関する請願

請願者 愛知県尾張旭市吉岡町一ノ一ノ一

四 石塚隆 外二千三十九名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第七五九号と同じである。

第一三六一号 平成十一年四月五日受理

子供の視点からの少年法改正等に関する請願

請願者 福岡市城南区茶山三ノ三ノ三二

野田美智也 外九百九十九名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第七五九号と同じである。

第一三六二号 平成十一年四月五日受理

子供の視点からの少年法改正等に関する請願

請願者 札幌市北区屯田二条三ノ七ノ一

一 安永政美 外九百九十九名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第七五九号と同じである。

第一四一八号 平成十一年四月六日受理

選択的夫婦別姓制の法制化に関する請願

請願者 神奈川県小田原市田島二〇七ノ

一 雄井雅子 外二千五百名

紹介議員 福島 瑞穂君

この請願の趣旨は、第六七六号と同じである。

第一四一九号 平成十一年四月六日受理

子供の視点からの少年法改正等に関する請願

請願者 富山県滑川市下島九四ノ三 松村

良一 外三百九十九名

紹介議員 福島 瑞穂君

この請願の趣旨は、第七五九号と同じである。

第一四二〇号 平成十一年四月六日受理

子供の視点からの少年法改正等に関する請願

請願者 栃木県塩谷郡氏家町北草川一ノ三

ノ八 藤平淳一 外三千九百五十

五名

紹介議員 谷本 義君

この請願の趣旨は、第七五九号と同じである。

第一四二二号 平成十一年四月六日受理

子供の視点からの少年法改正等に関する請願(二通)

請願者 香川県木田郡三木町上高岡七六

三 佐藤真史 外四千三十三名

紹介議員 大淵 絹子君

この請願の趣旨は、第七五九号と同じである。

第一四二三号 平成十一年四月六日受理

子供の視点からの少年法改正等に関する請願

請願者 富山県高岡市吉久一ノ三ノ二五

西川智恵子 外二千六十九名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第七五九号と同じである。

第一四二三号 平成十一年四月六日受理

子供の視点からの少年法改正等に関する請願

請願者 東京都三鷹市中原二ノ一〇ノ一

四 岡村哲男 外千七百六十二名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第七五九号と同じである。

第一四二四号 平成十一年四月六日受理

子供の視点からの少年法改正等に関する請願

請願者 富山県砺波郡井波町山見七九七

ノ五 杉下真澄 外二千三十七名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第七五九号と同じである。

第一四二五号 平成十一年四月六日受理

子供の視点からの少年法改正等に関する請願(二通)

請願者 大分市古国府一ノ三 佐藤宏二

外三千五百九十九名

紹介議員 堀 利和君

この請願の趣旨は、第七五九号と同じである。

第一四二六号 平成十一年四月六日受理

子供の視点からの少年法改正等に関する請願

請願者 新潟県南蒲原郡田上町大字吉田新

町五〇五ノ三 川村典子 外千五

百九十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第七五九号と同じである。

第一四二七号 平成十一年四月六日受理

子供の視点からの少年法改正等に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市若松町二ノ三三

ノ三ノ五〇七 大類まゆみ 外二

千三百九十九名

紹介議員 清水 澄子君

この請願の趣旨は、第七五九号と同じである。

第一四四五号 平成十一年四月六日受理

子供の視点からの少年法改正等に関する請願

請願者 滋賀県大津市秋葉台一七ノ三 青

木勝也 外二千四名

紹介議員 照屋 寛徳君

この請願の趣旨は、第七五九号と同じである。

第一四五四号 平成十一年四月七日受理

外国人登録法の抜本改正に関する請願

請願者 三重県名張市つじが丘北六ノ一

五 山下敏寿 外三千五百十九

名

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第九〇四号と同じである。

第一四五五号 平成十一年四月七日受理

子供の視点からの少年法改正等に関する請願(二通)

請願者 北海道稚内市栄一ノ七ノ五 田村

修 外七百九十九名

紹介議員 堂本 暁子君

この請願の趣旨は、第七五九号と同じである。

第一四五六号 平成十一年四月七日受理

子供の視点からの少年法改正等に関する請願(二通)

請願者 三重県安芸郡河芸町一色一、四七

八ノ四 吉安誠子 外二千三百九

十九名

紹介議員 和田 洋子君

この請願の趣旨は、第七五九号と同じである。

第一四五七号 平成十一年四月七日受理

子供の視点からの少年法改正等に関する請願（二通）

請願者 群馬県山田郡大間々町大間々二、

〇三四ノ一一 亀井幸男 外千五百九十九名

紹介議員 齋藤 勁君

この請願の趣旨は、第七五九号と同じである。

第一四五八号 平成十一年四月七日受理

子供の視点からの少年法改正等に関する請願

請願者 長野県上田市大字神畑六四七ノ

一 池田けい子 外二千十二名

紹介議員 竹村 泰子君

この請願の趣旨は、第七五九号と同じである。

第一四五九号 平成十一年四月七日受理

子供の視点からの少年法改正等に関する請願

請願者 東京都羽村市栄町一ノ二ノ二一

金子善信 外二千十名

紹介議員 照屋 寛徳君

この請願の趣旨は、第七五九号と同じである。

第一四六三号 平成十一年四月八日受理

子供の視点からの少年法改正等に関する請願

請願者 富山県高岡市戸出町二ノ五ノ六

一 松井行雄 外四千七十四名

紹介議員 前川 忠夫君

この請願の趣旨は、第七五九号と同じである。

第一四六四号 平成十一年四月八日受理

子供の視点からの少年法改正等に関する請願（二通）

請願者 北海道苫小牧市大成町一ノ一四ノ

一ノ四〇三 森田義則 外四千五百十五名

紹介議員 峰崎 直樹君
この請願の趣旨は、第七五九号と同じである。

平成十一年四月三十日印刷

平成十一年五月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局